

## 5 施策の目標水準

### 5-1 緑の確保目標水準等

#### 5-1-1 緑の確保目標水準

- 緑の基本計画見直しは、平成 8 年に策定した緑の基本計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本的方針とともに、緑の確保の目標水準も、引き続き継承します。
- 引き続き、将来市街化区域面積の約 30%、都市計画区域面積の約 50%の緑を確保することをめざすとともに、緑の質の充実を図ります。

#### ■緑の確保目標水準<sup>※1</sup>

緑の確保目標量	将来市街化区域面積に対する割合	都市計画区域に対する割合
	概ね 700ha (約 30%)	概ね 2,000ha (約 50%)

緑の内訳		緑の確保目標量(数値は概数・ha)		備考
		将来市街化区域面積	都市計画区域面積	
緑地	①地域制緑地等	250	1,400	指定面積でなく実際の緑地面積
	②施設緑地	160	270	
小計		410	1,630	①②の重複部分を除いた面積
その他	河川等	50	110	
	市街地の緑被面積	230	290	
小計		280	400	
合計		690 (26.9%)	2,030 (51.4%)	

※目標とする数値は、これまでの実績などに基づき調整したものです。

#### 5-1-2 都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の目標水準

- 都市公園等の整備目標水準<sup>※2</sup>を市民一人当たり約 19 m<sup>2</sup><sup>※3</sup>とします。

#### ■施設緑地の整備目標水準

年次	計画策定時	計画改訂時	現況	改訂 10 年後	改訂 20 年後
	平成 7 年 (1995 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 42 年 (2030 年)
整備(目標)量	69.9ha	87.6ha	102.4ha	245.5ha	266.5ha
1人当たり面積	約 4.1 m <sup>2</sup>	約 5.2 m <sup>2</sup>	約 5.9 m <sup>2</sup>	約 16.5 m <sup>2</sup>	約 19.2 m <sup>2</sup>
人口規模	17.0 万人	17.0 万人	17.4 万人 <sup>※4</sup>	14.9 万人	13.9 万人 <sup>※5</sup>

※1 緑の基本計画では、「緑の確保目標水準」の緑の内訳で、良好な自然環境を構成する河川などの空間を、広く緑としてとらえ、市街化区域の 3 割、市域の 5 割を、目標年次に確保する緑の目標量として設定し、その内訳として考えられる概数を示しているものであり、この水準をもとに施策を展開していますが、緑地指定等の目標の合計数値と、この緑の内訳の数値は一致するものではありません。

※2 都市公園等の整備目標水準の対象は、施設緑地の整備目標に示す施設緑地です。(平成 8 年の計画策定時は、「県立フラワーセンター大船植物園」を含んでいます。)

※3 平成 42 年の目標年次で、市民一人当たりの整備目標水準が、19.2 m<sup>2</sup>となるのは、整備量の増加だけでなく、推計されている人口規模が減少することも大きな理由です。

※4 平成 22 年 9 月現在の人口です。

※5 現在、将来人口推計が平成 37 年までの枠組みで示されているため、平成 37 年の推計人口で示しています。

## 5-2 緑地指定等の目標

### 5-2-1 地域制緑地等の指定目標

#### ■地域制緑地等の指定目標<sup>※1</sup>

種別		計画策定時		前回改訂時		今回改訂時		中間年次		目標年次	
		平成7年(1995年)		平成17年(2005年)		平成22年(2010年)		平成32年(2020年)		平成42年(2030年)	
		市街化区域	都庁圏区域	市街化区域	都庁圏区域	市街化区域	市街化区域	都庁圏区域	市街化区域	都庁圏区域	市街化区域
歴史的風土保存区域	箇所数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	面積(ha)	161.9	956	176	989	176	989	176	989	176	989
	備考	市街化区域はGIS計測値※返子市分約6.8haを含む									
歴史的風土特別保存地区	箇所数	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13
	面積(ha)	0	570.6	0	573.6	0	573.6	0	573.6	0	573.6
	備考	約201.8haの指定拡大を要請									
近郊緑地保全区域	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積(ha)	26	243	26	243	26	294	26	294	26	294
	備考										
近郊緑地特別保全地区	箇所数	0	0	0	0	0	0	4	—	4	—
	面積(ha)	0	0	0	0	0	0	131	—	131	—
	備考										
風致地区	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積(ha)	1,095.6	2,185	1,095.6	2,194	1,095.6	2,194	1,095.6	2,194	1,095.6	2,194
	備考	約170.5ha(GIS計測値)の指定を要請									
特別緑地保全地区	箇所数	0	0	5	5	8	8	16	16	16	16
	面積(ha)	0	0	25.6	28.1	38.1	41.4	57.9	64.0	57.9	66.3
	備考	(GIS計測値) 41.4ha(既指定面積)+23.9ha(市指定面積)+29ha(要請面積)=94.3ha 調整区域：城廻地区(3.3ha)+梶原五丁目地区(4.6ha)=7.9ha 龍宝寺地区(13ha)・手広地区(15ha) 計29haを要請									
緑地保全地域	箇所数							—	—	—	—
	面積(ha)							—	—	—	—
保安林	箇所数										
	面積(ha)	—	171	—	170	—	171	—	171	—	171
	備考	県統計資料数値									
農用地区域	箇所数		1		1		1		1		1
	面積(ha)	0	47.9	0	47.9	0	47.9	0	47.9	0	47.9
生産緑地地区	箇所数	149	149	146	146	145	145	145	145	145	145
	面積(ha)	18.1	18.1	18.1	18.1	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9
緑地保全推進地区	箇所数			6	7	6	7	0	0	0	0
	面積(ha)			15.3	36.4	15.3	36.4	0	0	0	0
	備考	市街化区域はGIS計測 法適用までのつなぎ策であるため法適用後指定解除									
保存樹林	箇所数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積(ha)	—	364.1	—	322.7	—	302.4	—	302.4	—	302.4
緑化地域	箇所数					1	1	1	1	1	1
	面積(ha)					1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
	備考	見直しによる候補地変更(GIS計測)									

※1 目標数値は、おおむねの数値です。従前の緑の基本計画の考え方に沿って、歴史的風土特別保存地区等、国、県が指定するものについては、目標数値を記載していませんが、現在、指定に向けた事務手続きを進めている近郊緑地特別保全地区は数値を掲載しました。

## 5-2-2 施設緑地の整備目標

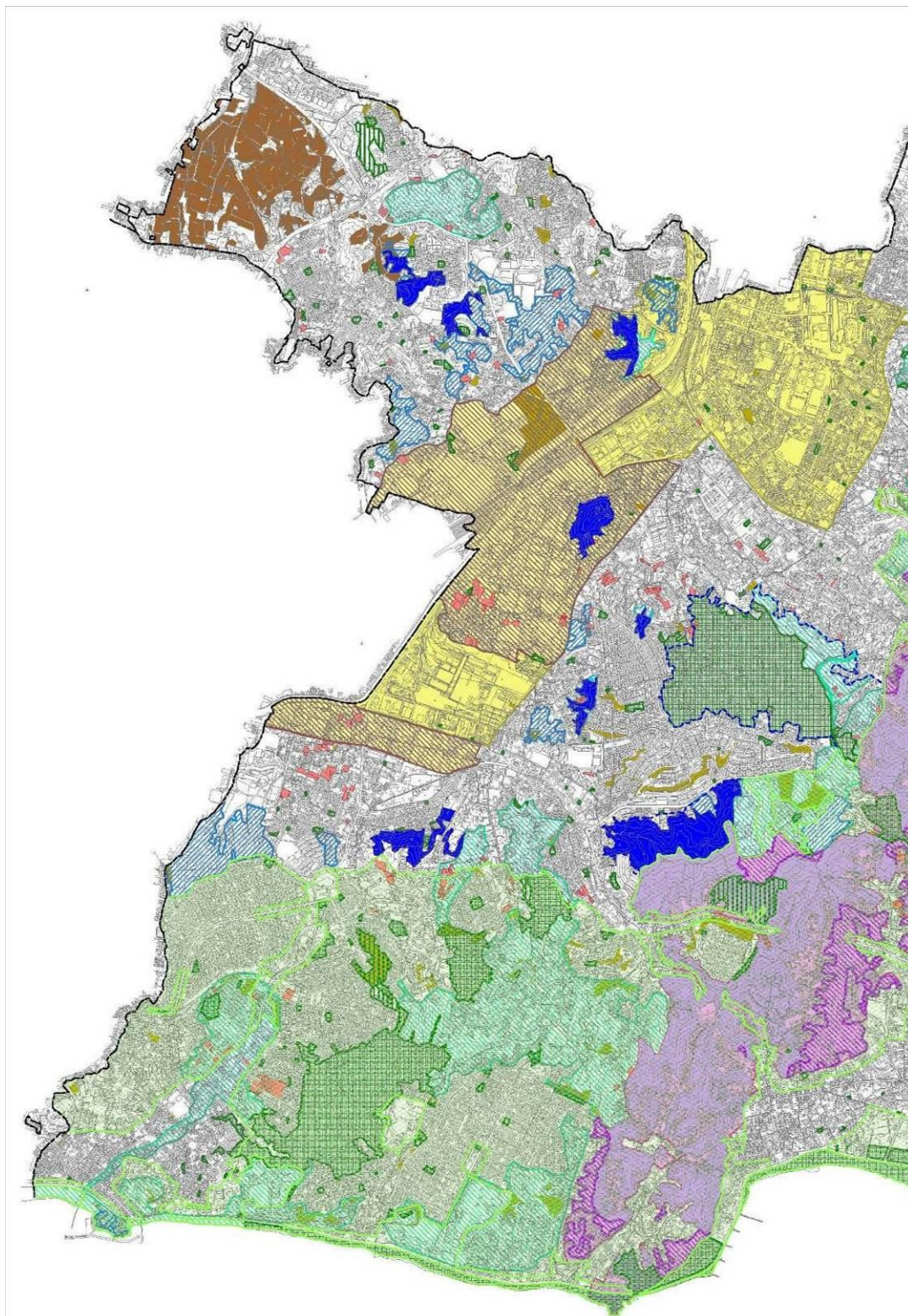
### ■施設緑地の整備目標※1 ※2

種別	計画策定時		前回改訂時		今回改訂時		中間年次		目標年次		
	平成7年(1995年)		平成17年(2005年)		平成22年(2010年)		平成32年(2020年)		平成42年(2030年)		
	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	
街区公園	箇所数	162	165	207	210	223	226	223	226	223	226
	面積(ha)	16.0	18.0	19.2	20.1	20.0	20.9	20.0	20.9	20.0	20.9
	m <sup>2</sup> /人	0.9	1.1	1.1	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.5
	備考	未供用部分の供用開始									
近隣公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	面積(ha)	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	1.0	1.0
	m <sup>2</sup> /人	0	0	0	0	0	0	0.1	0.1	0.1	0.1
	備考										
地区公園	箇所数	1	2	1	2	1	3	1	3	1	3
	面積(ha)	1.9	11.4	1.9	11.4	5.9	18.3	5.9	18.3	5.9	18.3
	m <sup>2</sup> /人	0.1	0.7	0.1	0.7	0.4	1.2	0.4	1.2	0.4	1.4
	備考	源氏山公園(9.5ha)調整9.5ha 笛田公園(1.87ha)				笛田公園(5.9ha) (GIS計測)		関谷公園(2.9ha)調整2.9ha(GIS計測)			
総合公園	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積(ha)	5.0	7.0	5.0	7.0	5.0	7.0	6.7	31.6	6.7	31.6
	m <sup>2</sup> /人	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	2.0	0.5	2.3
	備考	鎌倉海浜公園(7.0ha)調整2.0				鎌倉海浜公園(31.60ha)調整24.9ha(推進プログラム)					
運動公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	m <sup>2</sup> /人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備考										
基幹公園計	箇所数	164	168	214	218	225	230	226	231	226	231
	面積(ha)	22.9	36.4	26.4	38.8	30.9	46.2	33.6	71.8	33.6	71.8
	m <sup>2</sup> /人	1.3	2.1	1.6	2.3	2.1	4.5	2.3	4.8	2.4	5.2
	備考										
風致公園	箇所数	0	1	1	2	2	4	2	4	5	7
	面積(ha)	0	12.9	23.7	36.6	30.6	50.0	58.1	98.1	58.6	106.5
	m <sup>2</sup> /人	0	0.8	1.4	2.2	2.3	5.1	2.3	5.1	4.5	7.7
	備考	散在ガ池森林公園(12.9ha)調整12.9ha		鎌倉中央公園(23.7ha)		夫婦池公園(6.5ha)調整6.5ha、六国見山森林公園(6.9ha)		散在ガ池森林公園(32.3ha)調整32.3ha、鎌倉中央公園(51.2ha)※内拡大区域(27.5ha)、夫婦池公園(7.7ha)(GIS計測)		明月荘公園(3.7ha)調整3.7ha、華頂宮公園(0.5ha)、(仮称)扇湖山荘公園(4.7ha)調整4.7ha(全GIS)	
歴史公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	8.7	1.0	21.3
	m <sup>2</sup> /人	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.1	1.5
	備考					永福寺公園(8.7ha)調整8.7ha				北条氏常盤寺公園(11.5ha)調整10.6ha、御谷公園(1.1ha)調整1.0ha(全GIS)	
都市緑地	箇所数	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7
	面積(ha)	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	11.0	20.0	10.8	19.8
	m <sup>2</sup> /人	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.4	0.8	1.4
	備考	浄明寺緑地(13.4ha)調整9.0ha、腰越2号緑地(4.0ha)(GIS計測)、山ノ内西瓜ヶ谷緑地(1.4ha)山ノ内東瓜ヶ谷緑地(0.4ha)、△津2-1号緑地を鎌倉広町緑地に編入(0.96ha)									
都市林	箇所数			0	0	0	0	1	1	1	1
	面積(ha)			0	0	0	0	45.4	48.1	45.4	48.1
	m <sup>2</sup> /人			0	0	0	0	3.0	3.2	3.3	3.5
都市公園合計	箇所数	170	175	216	221	233	240	235	243	240	249
	面積(ha)	29.1	55.5	56.0	81.3	67.7	102.4	146.9	245.5	148.8	266.5
	m <sup>2</sup> /人	1.7	3.2	3.3	4.8	3.9	5.9	9.8	16.5	10.7	19.1
児童遊園等	箇所数	43	46	37	39	34	36	33	35	33	35
	面積(ha)	8.7	8.8	5.8	6.0	4.8	5.0	3.8	4.0	3.8	4.0
	m <sup>2</sup> /人	0.5	0.5	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	備考										
施設緑地合計	箇所数	213	221	253	260	267	276	269	279	274	285
	面積(ha)	37.8	64.3	61.8	87.3	72.5	107.4	151.7	250.5	153.2	271.5
	m <sup>2</sup> /人	2.2	3.8	3.6	5.1	4.2	6.2	10.2	16.8	11.0	19.5

※1 目標数値は概ねの数値で、1人当たりの面積は、人口規模を平成22年に17.4万人、32年に14.9万人、42年に13.9万人で設定しています。(42年の将来人口推計は、同推計が37年までの枠組みで示されているため、37年の推計人口としています。)

※2 計画策定時の数値(面積69.9ha、1人当たり面積4.1m<sup>2</sup>)は「県立フラワーセンター大船植物園」を含んでいるため、この表の数値との違いがあります。

5-3 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図(現行緑の基本計画「実現のための施策方針図」)



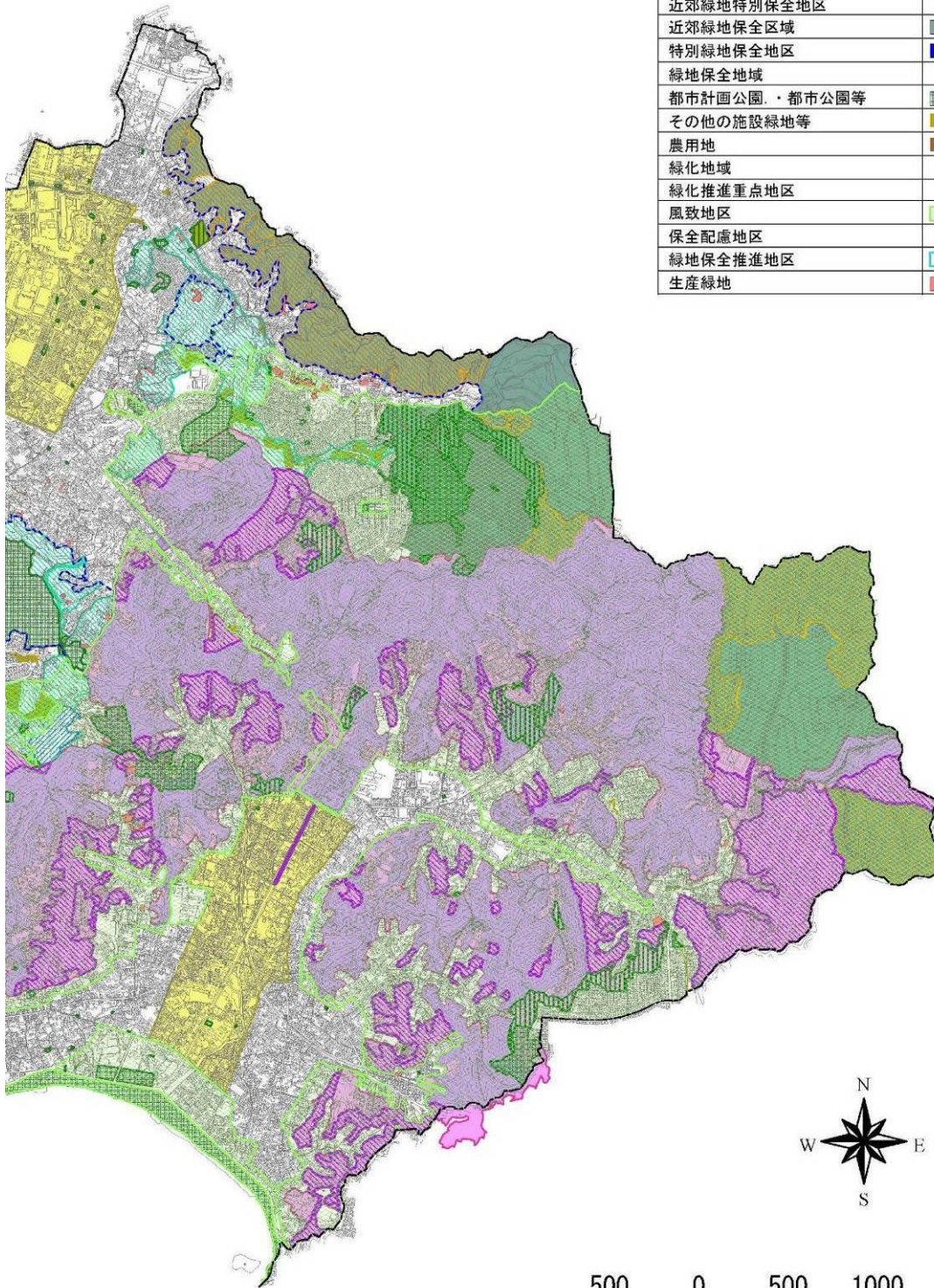
※概ねの位置を示したもので、「その他の施設緑地等」は、「児童遊園」「子どもの広場」「子どもの遊び場」「市の管理する緑地」「青少年広場」「県立フラワーセンター大船植物園」です。

※平成 22 年 3 月末までの計画の進捗を反映したもので、今後、緑の基本計画見直しの状況等を踏まえた更新をします。



施策方針図・凡例

地域・地区	現況	計画(候補)
歴史的風土特別保存地区(古都6条)		
歴史的風土保存区域(古都4条)		
近郊緑地特別保全地区		
近郊緑地保全区域		
特別緑地保全地区		
緑地保全地域		
都市計画公園・都市公園等		
その他の施設緑地等		
農用地		
緑化地域		
緑化推進重点地区		
風致地区		
保全配慮地区		
緑地保全推進地区		
生産緑地		



500 0 500 1000 1500 2000 m

## 5-4 特定地区の方針

### 5-4-1 都市計画等により定める区域

#### (1) 歴史的風土保存区域・同特別保存地区

##### ①地区の指定・施策方針

- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域として、歴史的風土保存区域が5地区、約989haが指定されている<sup>※1</sup>。
- 歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき、歴史的風土特別保存地区が13地区、約573.6haが指定されている。
- 鎌倉市は、歴史的風土保存区域の内、現行特別保存地区に指定されていない枢要な樹林地部分(約201.8ha)に対して同地区への指定の拡大を緑の基本計画の施策方針としている。

#### ■歴史的風土保存区域・同特別保存地区の指定状況

歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区		特別保存地区候補地
名称	面積(約ha)	名称	面積(約ha)	面積(約ha)
朝比奈地区	142	朝比奈切通し特別保存地区	7.0	62.2
八幡宮地区	308	浄妙寺特別保存地区	8.1	39.5
		瑞泉寺特別保存地区	119.0	
		護良親王墓特別保存地区	2.0	
		永福寺跡特別保存地区	5.7	
		建長寺・浄智寺・八幡宮特別保存地区	172.0	
大町・材木座地区	174	寿福寺特別保存地区	18.0	47.2
		妙本寺・衣張山特別保存地区	67.0	
長谷・極楽寺地区	207	名越切通し特別保存地区	20.0	33.3
		大仏・長谷観音特別保存地区	110.0	
		極楽寺特別保存地区	9.8	
山ノ内地区	158	稲村ヶ崎特別保存地区	6.0	19.6
合計	989	円覚寺特別保存地区	29.0	
		合計	573.6	201.8

※候補地の区域・面積の詳細については調整中です。

#### ②歴史的風土保存計画(行為の規制、その他歴史的風土の維持保存に関する事項<sup>※2</sup>)

##### ○行為の規制等

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史的意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

<sup>※1</sup> 逗子市分約6.8ha(歴史的風土保存区域)を含みます。

<sup>※2</sup> 昭和42年1月25日 総理府告示第7号(最近変更 平成12年8月29日 総理府告示第42号)鎌倉市、逗子市に関する部分

○地区別の歴史的風土の特性に応じた行為の規制等

地区名	行為の規制の大綱
朝比奈地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然環境の保存にあり、特に金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容及び樹林地における建築物その他工作物の新築等の規制に重点を置くものとする。
八幡宮地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、鶴岡八幡宮(段葛を含む。)を中心とし寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺等を含みこれらと一体となる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、北及び北西の外周に連なる山丘の自然景観の保存にあり、特に、背後山丘における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。
大町・材木座地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、安養院、光明寺、名越切通し、大切岸、宅間ヶ谷のやぐら群等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる衣張山を主峰とする丘陵の自然景観の保存にあり、若宮大路及び名越切通し付近からの展望域における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木材の伐採等の規制に重点を置くものとする。
長谷・極楽寺地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体なる稲村ヶ崎を含む西部の外周稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体なる地域の自然景観の保存にあり、市街地からの展望域における土地形質の変更等の規制に重点を置くものとする。
山ノ内地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山より鷲峰山に至る山丘と、これに囲まれた谷戸を含む静寂な自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物について規制の強化を図るとともに、道路及び参道からの展望域の森林美について樹相の維持に重点を置くものとする。

○保存施設の整備(歴史的風土の維持保全に必要な諸施設)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火施設</li> <li>・土砂崩壊防止施設</li> <li>・景観保全のための植栽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火、病虫害防除等維持管理上の道路</li> <li>・立入防止柵、標識等の管理施設</li> <li>・維持保存に寄与する道路その他の公共施設</li> </ul>
---	---

③指定の経過

○歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定状況は次のとおりです。

指定年度	歴史的風土保存区域(約 ha)	歴史的風土特別保存地区(約 ha)	備考
昭和 41 年 12 月 14 日	695ha(当初指定面積)		
昭和 42 年 3 月 2 日		226.5ha(当初指定面積)	
昭和 48 年 2 月 1 日	943ha(拡大)		
昭和 50 年 4 月 1 日		265.5ha(拡大)	
昭和 61 年 12 月 15 日	956ha(拡大)		
昭和 63 年 6 月 17 日		570.6ha(拡大)	
平成 12 年 3 月 17 日	989ha(拡大)		逗子市分約 6.8ha 含
平成 15 年 9 月 26 日		573.6ha(拡大)	

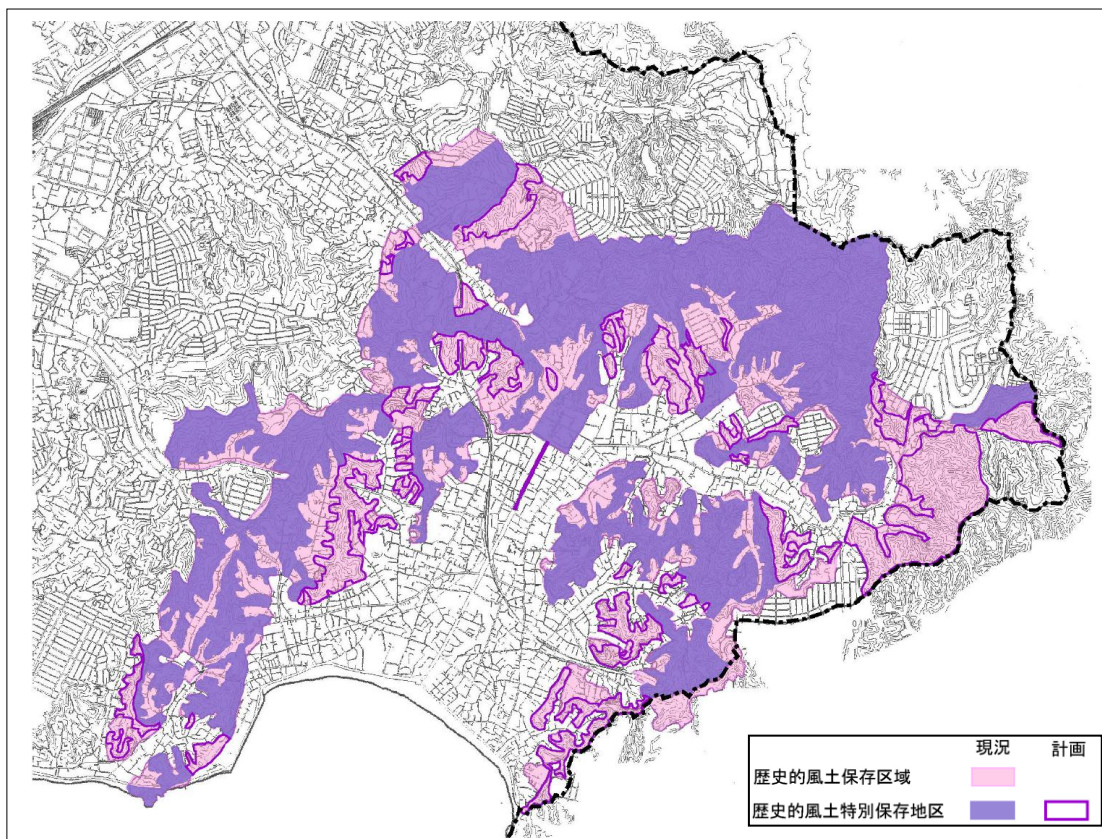


#### ④緑地の保全の方針

○鎌倉市は、緑の基本計画で、歴史的風土保存区域内の緑地の保全の方針を、次のとおり示しています。

地区名	保全の方針
朝比奈地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然的環境を保存する。</li> <li>・金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容を保存する。</li> <li>・十二所一体の貴重な動物の生息環境を含む、丘陵の良好な自然的環境を保存する。</li> </ul>
八幡宮地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴岡八幡宮、寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺等を含み、これらに連なる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、自然景観を一体的に保存する。</li> <li>・巨福山、天台山等の貴重な動植物の生息・生育環境を含む、丘陵の良好な自然的環境を保存する。</li> </ul>
大町・材木座地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安養院、光明寺、名越切通し、宅間ヶ谷のやぐら郡等の歴史的建造物・遺跡等と一体をなす衣張山を主峰とする丘陵の自然景観を保存する。</li> </ul>
長谷・極楽寺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体となる稲村ヶ崎を含む丘陵の稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体をなす地域の自然的景観を保存する。</li> <li>・市街地からの展望地域における山容を保存する。</li> </ul>
山ノ内地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物や遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山から鷲峰山に至る丘陵及び谷戸の静寂な自然的環境を保存する。</li> <li>・山ノ内一帯の貴重な動物の生息環境を保存する。</li> <li>・六国見山の眺望機能を確保する。</li> </ul>

#### ■歴史的風土保存区域・同特別保存地区の指定状況と指定候補地





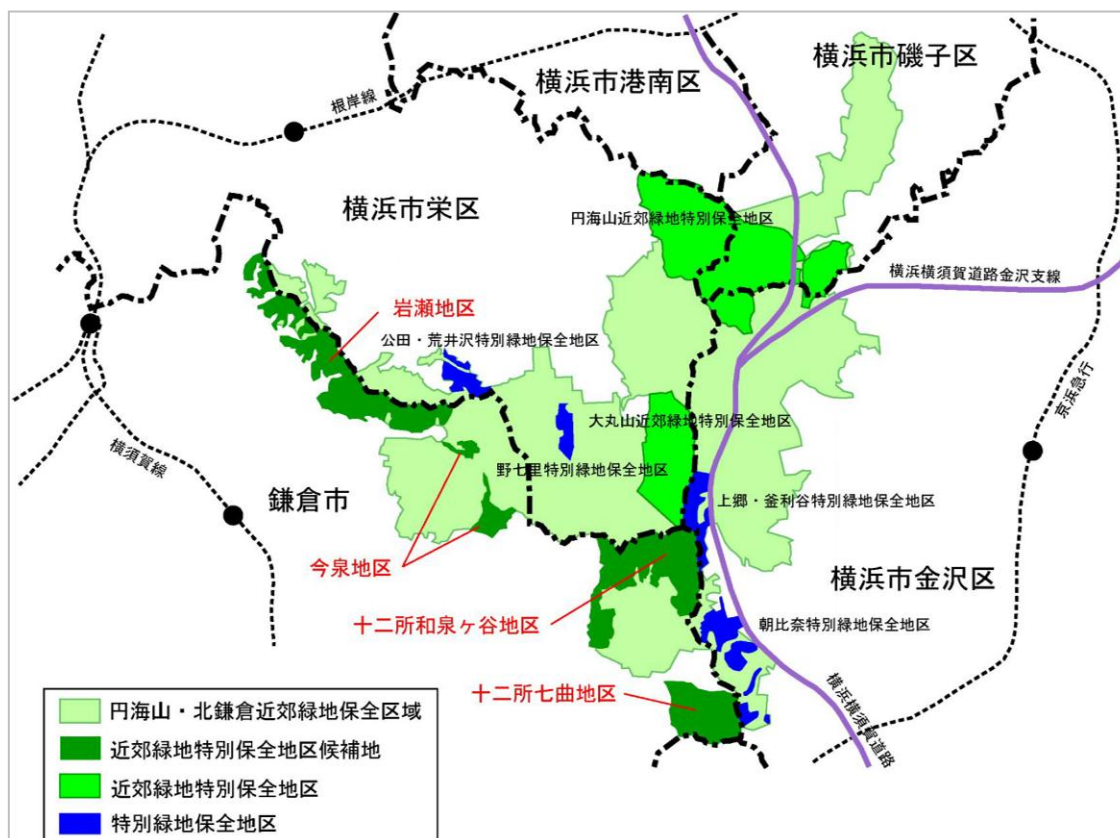
(2) 近郊緑地保全区域・同特別保全地区

①地区の指定・施策方針

- 首都圏近郊緑地保全法に基づき、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域<sup>※1</sup>として、横浜市を含む約 1,096ha が指定され、その内約 294ha が鎌倉市内にあります。
- 鎌倉市は、近郊緑地保全計画に沿った、区域内の重要な緑地(約 131ha)の特別保全地区指定を、緑の基本計画の緑地指定等の方針としています。

円海山・北鎌倉 近郊緑地保全区域 <sup>※2</sup>	面積(約 ha)	近郊緑地特別保全地区	面積(約 ha)	候補地面積 (約 ha)
岩瀬地区	53	(仮称)鎌倉近郊緑地 特別保全地区		131
今泉地区・今泉台地区	121			
十二所和泉ヶ谷地区	94			
十二所七曲地区	26			
鎌倉市域	294	計		131
横浜市域	802	円海山地区	116	
		大丸山地区	44	
合計	1,096	合計	160	

■円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域・特別保全地区候補地位置図



※1 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域は、横浜市及び鎌倉市を含む一つの区域として指定されています。昭和 44 年 3 月 28 日 首都圏整備委員会告示 第 1 号、最近変更は平成 18 年 12 月 28 日 国土交通省告示 第 1540 号。  
 ※2 鎌倉市側の地区の名称は、法に基づくものではなく、施策の推進上の地区名称としているものです。

## ②近郊緑地保全計画

○近郊緑地保全計画では、近郊緑地保全区域内における行為の規制、その他近郊緑地保全に関する事項、近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項等が示されています。

○円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画は、その拡大指定にあわせて変更されました。

○円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画(平成19年2月14日国土交通省告示第130号)

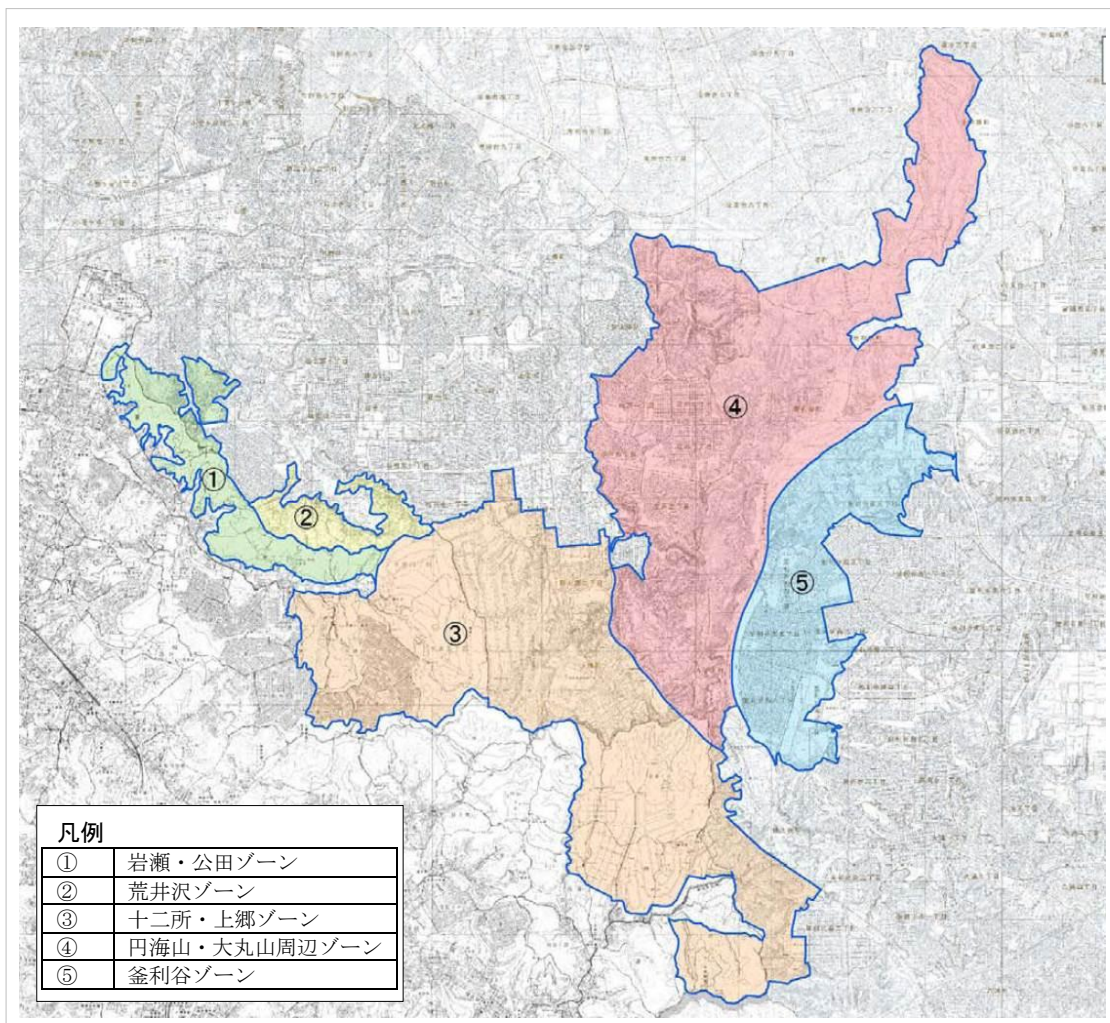
円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域(以下「保全区域」という。)は、三浦半島北部の横浜市及び鎌倉市の境界部に位置し、首都圏の緑地ネットワークを構成する多摩・三浦丘陵における重要な大規模緑地である。

本保全区域においては、三浦半島へと伸びる丘陵の枢要な緑地が、まとまりのある連続的な自然環境を形成するとともに、南側に広がる鎌倉市の歴史的風土と一体となり周辺の居住地や観光地に対して広域的な自然景観を提供している。また、同保全区域内は、首都圏住民が身近に自然とふれあう場を有し、地域における貴重種を含む多種の動植物が生息生育するなど、多様な機能を有する首都圏近郊における貴重な緑地となっている。

しかしながら、本保全区域は、周辺の幹線道路の整備による交通利便性の向上等に伴い、都市的な土地利用の拡大が懸念される地域の中にある地区でもある。

当該保全区域を自然的特徴、自然とのふれあい機能確保の観点等から整理すると、①「岩瀬・公田ゾーン」、②「荒井沢ゾーン」、③「十二所・上郷ゾーン」、④「円海山・大丸山周辺ゾーン」及び⑤「釜利谷ゾーン」の5つに分けられる。

### ■近郊緑地保全計画ゾーニング図



- ① 鎌倉市岩瀬・今泉及び横浜市栄区公田中谷地区に位置する「岩瀬・公田ゾーン」は、保全区域北西部の丘陵にあって、円海山・大丸山周辺ゾーンへと伸びる重要な緑地が形成されているゾーンである。また、鎌倉市の歴史的風土保存区域と一体となって、周辺の市街地に対して自然景観を提供している。
- ② 横浜市栄区公田荒井沢地区に位置する「荒井沢ゾーン」は、栄区を東西に流れるいたち川のひとつの流域であり、斜面樹林に囲まれた湿地、農地等で構成される谷戸の地形で構成されるゾーンである。また、荒井沢市民の森を中心に、自然体験等の活発な活動がなされている場がある。
- ③ 県道 23 号より西側の鎌倉市今泉台・十二所等及び横浜市栄区上郷等に位置する「十二所・上郷ゾーン」は、鎌倉市の歴史的風土保存区域と横浜市の円海山・大丸山周辺ゾーンの緑地を繋いでいるゾーンである。また、歴史的風土保存区域へと続く散策路や散在ガ池周辺等の緑地は、多くの首都圏住民にとって自然とのふれあいの場となっている。
- ④ 県道 23 号と横浜横須賀道路の間の横浜市栄区庄戸・磯子区氷取沢等に位置する「円海山・大丸山周辺ゾーン」は、本保全区域において最も重要な骨格的緑地があり、二次林を中心とする樹林や横浜市内を流れる大岡川やいたち川の源流域等で構成される樹林地及び水辺地とが一体となり良好な自然環境が形成されているゾーンである。また、自然観察の森、市民の森、散策路等が整備され、自然とのふれあい体験の場として、多くの首都圏住民により利用されているとともに、横浜市栄区や金沢区等の周辺の市街地に対して、広域的な自然景観を提供している。
- ⑤ 横浜横須賀道路の東側の横浜市金沢区釜利谷等に位置する「釜利谷ゾーン」は、金沢区の市街地に対して、保全区域の重要な緑地である円海山・大丸山周辺ゾーンとの間の緩衝帯となっている。また、金沢自然公園、市民の森、円海山・大丸山周辺ゾーンへと続く散策路等の様々な施設が整備され、保全区域の中でも最も利用がなされているゾーンである。

## 一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

### 1 保全の基本方針

首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第一条の目的を達成するため、保全区域においては、次に掲げる事項を基本方針として、良好な自然環境を保全するものとする。

当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為の規制その他の当該近郊緑地の保全については、連続する丘陵部や谷戸の樹林・水辺地等を一体的に保全することを前提として、次に掲げる事項を踏まえ、前述の各ゾーンの特性に応じたものとする。

#### (1) 自然的特徴及び自然とのふれあい活動を踏まえた緑地等の適切な保全

保全区域全体として、樹林の減少又は分断を防止するのみならず、水辺地等を含めた近郊緑地の自然状態を総合的に保全するものとする。また、関係地方公共団体は、恒常的に保全区域全域の自然状態を把握し、適切な管理の措置を行うものとする。

また、散策等の利用に際して、利用者は、設定されたルート外への立入やオーバーユーズなどにより自然環境へ過度の負荷を与えないよう配慮をするものとし、関係地方公共団体は、啓発や情報提供等により適切な利活用を促すものとする。

なお、前述の 5 ゾーンにおいては、それぞれ次の点に留意するものとする。

- ① 「岩瀬・公田ゾーン」においては、多種の動植物の生息生育の場である丘陵部及び谷戸における樹林等の自然環境を保全する。そのため、特に自然景観を提供する丘陵部の緑地の連続性の確保に配慮しつつ、ゾーン内の樹林の量的減少及び質的劣化を防止するための規制及び担保性の向上を図るものとする。
- ② 「荒井沢ゾーン」においては、丘陵部及び谷戸の斜面樹林や源流域の水辺地等から構成される自然環境を一体的に保全する。そのため、生物多様性の保全及び樹林による水源涵養機能に配慮しつつ、ゾーン内の多様な自然状態に影響を与える行為の規制及び担保性の向上を図るものとする。

関係地方公共団体は、市民の森による緑地保全施策を継続するとともに、里山における農業体験や環境学習等の様々な活動を促進するための取組を市民団体等と協力しながら行い、里山の良好な環境の保



全、育成等を図るものとする。また、利用者の安全確保及び自然環境への負荷を抑制する観点から、利用者を適切に誘導するためのルート設定等により適切な利活用を図るものとする。

③ 「十二所・上郷ゾーン」においては、隣接するゾーンの緑地と連続する丘陵部の樹林地や散在ガ池周辺の水辺地等のまとまりをもって維持されている自然環境を保全する。そのため、これら重要な緑地の連続性に配慮しつつ、樹林の量的減少及び質的劣化を防止するための規制を図るものとする。

④ 「円海山・大丸山周辺ゾーン」においては、円海山周辺から鎌倉市北東部へと連続する骨格的な丘陵部の緑地を保全する。そのため、緑地の連続性や、樹林地と水辺地等の一体性を損なう行為を規制し、また、生物多様性の保全や樹林の保水力の向上及び源流域への給水力の向上を図るため、樹林の量的な減少や質的劣化等の防止のための規制を図るものとする。

関係地方公共団体は、市民団体等とも連携しながら多様な自然状態の維持に努めるとともに、既に指定されている円海山近郊緑地特別保全地区、市民の森等に加え、ゾーン内の重要な緑地について担保性の向上を図ることによって、丘陵部の緑地の連続的な保全を図るものとする。また、緑地が分断されている既存の開発地等において、市街地としての適切な緑化を誘導することにより、連続する周辺の緑地との自然環境のネットワーク化を図るものとする。

⑤ 「釜利谷ゾーン」においては、樹林地や水辺地等の自然環境の保全を図るため、自然状態に影響を与える行為について規制を図る。

関係地方公共団体は、自然環境の保全のため自然公園や市民の森等による現在の緑地保全施策を継続するものとする。

#### (2) 近郊緑地保全に関する普及啓発及び維持管理等に関する多様な主体との協働

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、利用者その他近郊緑地の保全に関係する者に対し、当該近郊緑地の保全について普及啓発すること等により、緑地の保全に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境又は景観の保全とその意義の普及啓発並びに環境教育の推進のため、保全区域内の緑地について、自然状態を損なわないよう留意しつつ、自然とのふれあい活動の拠点として適切に利活用を促すものとする。また、当該普及啓発及び利用者への指導及び誘導、区域内パトロール、自然環境の保全・維持・回復、農業体験等の活動に当たり、環境保全や農業体験活動等を目的とする市民団体等多様な主体と協働して取り組むこととする。

## 2 行為の規制に関する事項

保全区域においては、前項の保全の基本方針を踏まえ、当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為を抑制するものとし、特に緑地の連続性及び多種の動植物の生息生育する樹林や水辺等の自然環境の一体性を損なう行為の規制に重点をおくものとする。また、風致地区制度等、他の緑地保全に資する制度を併せて活用することにより、その許可基準とも整合を図りながら行為の届出に対する効果的な助言・勧告を行うものとする。

## 3 その他当該近郊緑地の保全に関する事項

(1) 国及び関係地方公共団体は、保全区域及びその周辺における公共事業等の実施等においては、保全区域内の自然環境への影響に十分配慮する等、当該近郊緑地の保全に資するよう努めることとする。

(2) 関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境の保全状況の把握に努め、届出なしに行われる行為又は虚偽の行為の届出を認めた場合は、これを是正する措置を行うものとする。

(3) 関係地方公共団体は、必要に応じ保全区域内の良好な自然環境を維持するための樹林の間伐、下草刈り、病虫害予防措置その他の保全措置を講ずるものとする。

(4) 関係地方公共団体は、保全区域内における緑地の荒廃・喪失を防止するため、必要に応じて土地所有者等との間で管理協定を締結し、適切な管理及び利用を図るものとする。

## 二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

## 1 保全措置に関連して必要とされる施設について

保全区域内においては、次に掲げるもののうち、当該近郊緑地の適正な保全のために必要な施設の整備を行うものとする。

- (1) 当該近郊緑地の保全、適正な利活用又は普及啓発のための道路、散策路、広場、休憩所、解説板その他の施設又は設備
- (2) 立入防止柵、標識等の管理施設
- (3) 土砂崩壊防止施設
- (4) 公衆便所
- (5) 防火施設
- (6) 自然景観の保持・再生のための植栽

## 2 施設整備計画に関する事項

### (1) 施設整備の基本方針

保全措置に関連して必要とされる施設については、自然環境への影響を最小限とするよう配慮しながら、自然体験活動、環境学習等の場としての利活用の促進を図るため、機能や利便性の向上のための整備、及び散策路等の安全確保のための整備やその維持管理について、地域住民や市民団体とも連携を図りながら、各ゾーンの特性に応じて効果的に行うものとする。

### (2) 多様な主体からの意見を反映した整備計画の策定等

関係地方公共団体は、保全区域内における施設の整備及びその維持管理に関する具体的な計画を策定するに当たっては、関係地方公共団体相互に連携するものとし、その際、学識経験者、環境保全を目的とする市民団体その他多様な主体からの意見を踏まえるものとする。

## 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

### 1 指定の方針

保全区域内において、近郊緑地の保全の効果が特に著しい又は特に良好な自然環境を有する重要な緑地については、これを近郊緑地特別保全地区に指定し永続的に保全する。

### 2 指定の基準

近郊緑地特別保全地区は、保全区域の枢要な部分を構成している土地の区域とし、次に掲げる基準に該当するものについて指定するものとする。

- (1) 首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しく、かつ特に良好な自然環境を有すること。

この基準の適合の確認にあたっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 多くの首都及びその周辺の住民が参加し、秩序ある自然観察活動や保全活動が実施されるなど、自然とのふれあいや環境教育の拠点としての機能を有するものであること。
- ② 保全区域内及びその周辺の土地利用の状況等に鑑み、公害又は災害の防止に必要な位置、規模及び形態を有するものであること。
- ③ 地域の自然特性を顕著に示していること。
- ④ 自然植生、豊かな野生生物の生息地等の良好な自然環境を有するものであること。

- (2) 保全区域内における近郊緑地の効果的な保全のため、特に保全対策を講ずる必要があること。この基準の適合の確認にあたっては、当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の増改築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域である点に留意するものとする。

### 3 指定にあたって特に配慮すべき事項

「岩瀬・公田ゾーン」、「荒井沢ゾーン」及び「十二所・上郷ゾーン」における保全区域北西部の丘陵、水辺地、源流域等のまとまりをもって維持されている枢要な緑地について、緑地の連続性を考慮し一体的に保全されるよう配慮するものとする。

#### 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十七条第一項の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物その他の工作物の新築、土地の造成等の行為について、同法第十四条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものについて、当該土地の所有者から当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合において行うものとする。

### ③緑地の保全の方針

○鎌倉市は、緑の基本計画で、近郊緑地保全区域内の緑地の保全の方針を、次のとおり示しています。

地区名 <sup>※3</sup>	保全の方針
岩瀬地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の背景をなす岩瀬から今泉にかけての連続する丘陵の自然的景観と良好な自然的環境を一体的に保全する。</li> </ul>
今泉地区及び今泉台地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>散在ガ池の水辺環境とこれを取りまく丘陵の自然的環境を保全する。</li> <li>横浜市側に続く樹林地を保全する。</li> <li>市街化区域である住宅地について、緑化を誘導し、周囲の自然的景観と調和した緑豊かな環境を創造する。</li> </ul>
十二所和泉ヶ谷地区及び十二所七曲地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市側に続く樹林地を保全する。</li> <li>七曲地区を中心とする貴重な動物の生息環境を保全する。</li> <li>七曲地区の眺望機能を確保する。</li> <li>鎌倉霊園については周囲の自然的景観との調和に向けた緑化を誘導する。</li> </ul>

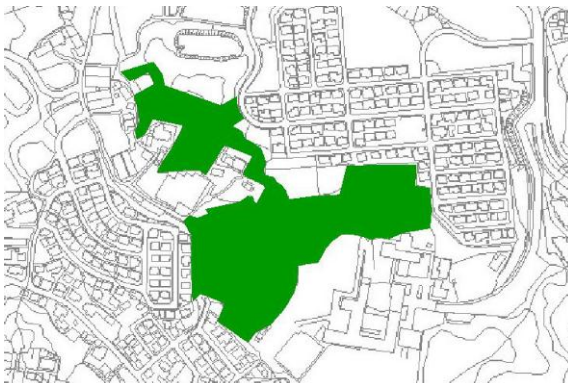
<sup>※3</sup> 鎌倉市側の地区の名称は、法に基づくものだけではなく、緑の基本計画の推進上の地区名称として使用するものもあります。




(3)特別緑地保全地区<sup>※1</sup>

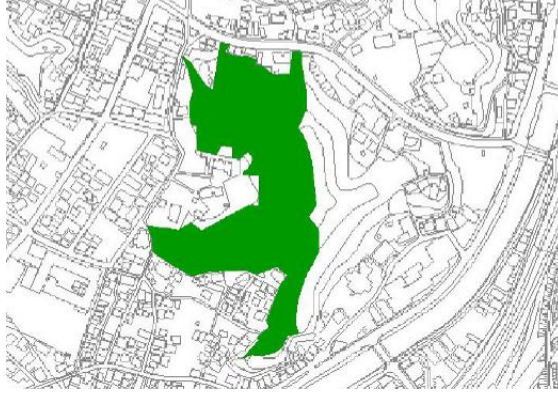
①地区の指定と緑地の保全に関する事項

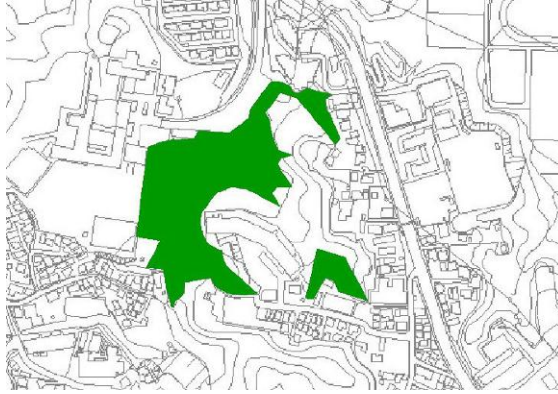
○地区別の指定理由、保全の方針等は次のとおりです。

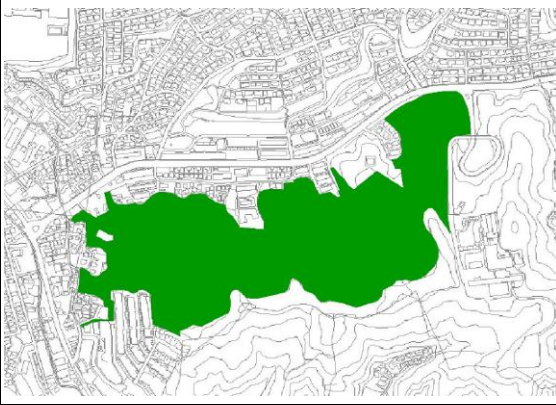
地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
城廻特別緑地保全地区	約 3.7	城廻字打越	平成 14 年 4 月 30 日
<b>【指定の理由】</b> ・城廻特別緑地保全地区は、鎌倉市北部の城廻地区に位置し北東側及び南西側は低層の住宅団地に、南東側は清泉女学院に囲まれた市街化区域と市街化調整区域であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観により当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。	・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。


地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
昌清院特別緑地保全地区	約 0.8	山崎字清水帰り	平成 14 年 4 月 30 日
<b>【指定の理由】</b> ・昌清院特別緑地保全地区は鎌倉市のほぼ中央、鎌倉中央公園の北西に位置し、周辺を低層の住宅地によって囲まれた、臨済宗昌清院の裏山であり、寺院と一体となっている当該地区において、伝統的、かつ、文化的意義を有する樹林地等を保全し、その良好な水辺環境を後世に伝えるとともに、当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
・社寺境内地の良好な水辺環境を保全する。	・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

<sup>※1</sup> 平成 16 年の都市緑地法改正により、「緑地保全地区」の名称が「特別緑地保全地区」に変更されていますが、鎌倉市では緑の基本計画並びにこれに関する文書では、従来の緑地保全地区も「特別緑地保全地区」の名称を用いています。

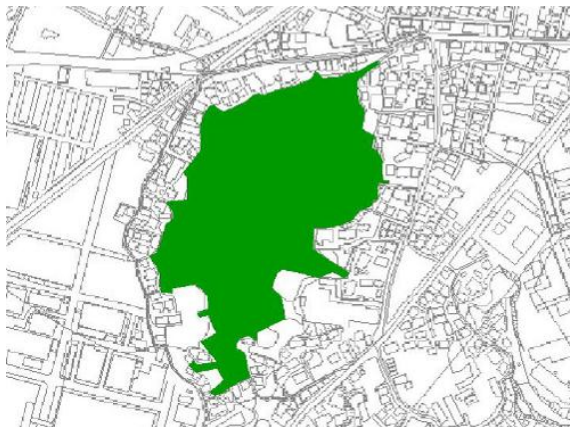
地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
岡本特別緑地保全地区	約 3.2	岡本二丁目	平成 14 年 4 月 30 日
<p>【指定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岡本特別緑地保全地区は、JR 大船駅の西側に位置する山の西斜面であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観により当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</li> </ul>			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。</li> <li>緑地の機能保全に必要な施設。</li> </ul>	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
玉縄城址特別緑地保全地区	約 2.4	城廻字打越、植木字植木谷戸	平成 15 年 6 月 17 日
<p>【指定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>玉縄城址特別緑地保全地区は、小田原北条氏の支城、玉縄城が築かれた場所であり、城主が最後に立てこもる場所といわれている諏訪檀を含む、本丸東側の土塁が原形をよく残しています。</li> <li>歴史的意義を有する樹林地を保全し後世に伝えるとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</li> </ul>			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>玉縄城跡としての歴史文化資源を保全する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。</li> <li>緑地の機能保全に必要な施設。</li> </ul>	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
常盤山特別緑地保全地区	約 18	梶原四丁目、常盤字大丸	平成 17 年 9 月 13 日
<p>【指定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常盤山特別緑地保全地区は、鎌倉市中央部の歴史的風土特別保存地区に隣接する地区であり、当緑地の伝統的、文化的意義を有する樹林地を保全し、その良好な優れた自然環境及び景観を後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</li> </ul>			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土特別保存地区とのつながりを確保するとともに、市街地の背景をなす自然景観の保全に重点を置く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>散策路、休憩所等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。</li> <li>土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。</li> <li>緑地の機能保全に必要な施設。</li> </ul>	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

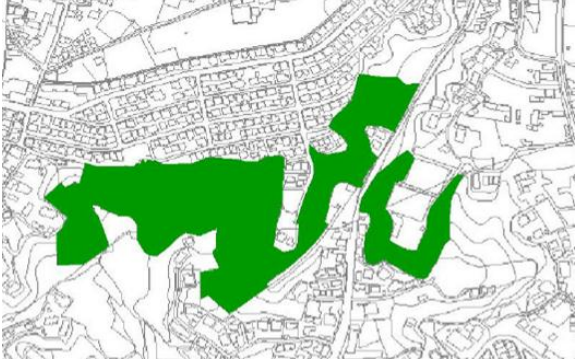
地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
寺分一丁目特別緑地保全地区	約 2.3	寺分一丁目、二丁目、三丁目	平成 19 年 12 月 19 日
<p>【指定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寺分一丁目特別緑地保全地区は、深沢地域の国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全することで、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープとしての機能をなす貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</li> </ul>			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。</li> <li>低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。</li> <li>緑地の機能保全に必要な施設。</li> </ul>	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。



地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
天神山特別緑地保全地区	約 5.0	山崎宮廻り	平成 20 年 9 月 16 日
<p>【指定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天神山特別緑地保全地区は、工業系用途地域と住居系用途地域を分節する第一種住居地域位置する、市街化区域内に残された一山形状の貴重な樹林地として、都市景観上重要なランドマークを形成しています。</li> <li>・中世山城が築かれた城郭的遺構及び縄文時代の遺跡があり、埋蔵文化財包蔵地として周知されている緑地です。</li> <li>・優れた景観を形成し、市街地を分節、歴史的意義を有する緑地を保全し、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</li> </ul>			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。</li> <li>・城跡としての歴史文化資源を保全する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散策路等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。</li> <li>・保安林の指定地以外での、土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。</li> <li>・緑地の機能保全に必要な施設。</li> </ul>	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	天神山特別緑地保全地区は、区域の一部が、保安林の指定地と重複しています。		



■天神山特別緑地保全地区  
市街化区域内に残された一山形状の貴重な樹林地として、都市景観上重要なランドマークを形成しています。

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
手広・笛田特別緑地保全地区	約 6.0	手広二丁目、笛田二丁目、鎌倉山四丁目	平成 21 年 9 月 14 日
<p>【指定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手広・笛田特別緑地保全地区は、深沢地域の国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を構成するとともに、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を有する貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</li> </ul>			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。</li> <li>低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。</li> <li>緑地の機能保全に必要な施設。</li> </ul>	鎌倉市	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	手広・笛田特別緑地保全地区は、区域の一部が、保安林の指定地と重複しています。		



■手広・笛田特別緑地保全地区  
市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を構成しています

②指定候補地及び緑地の保全の方針

○特別緑地保全地区の候補地とする都市における良好な自然環境を形成する緑地の指定に向けた取り組みを進めます。

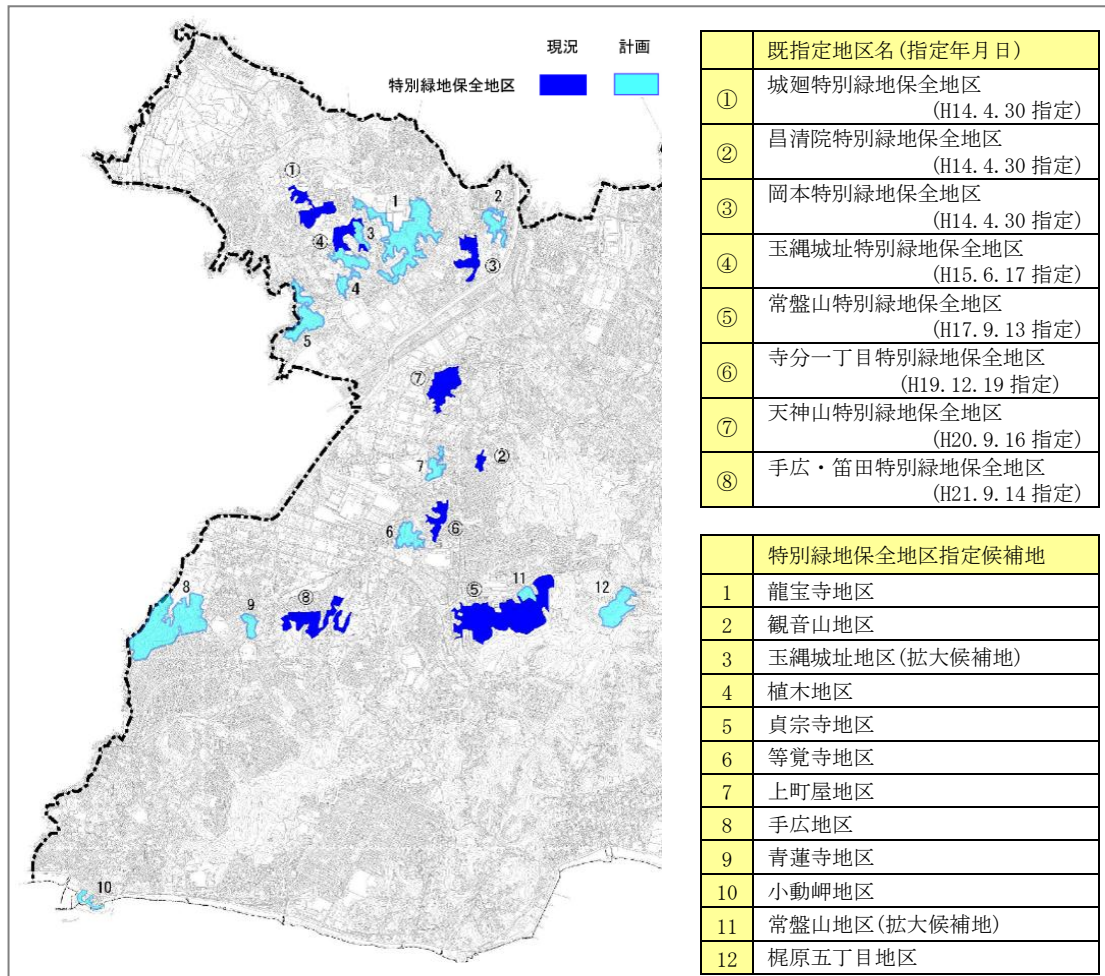
○10ha以上の規模を有する指定候補地については、県による特別緑地保全地区の指定を要請します。

地区		面積(約 ha)	保全の方針
1	手広	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。</li> <li>・深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。</li> <li>・良好な谷戸の自然的環境を保全する。</li> </ul>
2	龍宝寺	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。</li> </ul>
その他		1	※常盤山地区の拡大候補地(1ha)
小計		29	
3	貞宗寺	4.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。</li> </ul>
4	梶原五丁目	4.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の背景をなす自然景観を保全し、市街地を分節して火災の延焼を防止する防災機能と、緑の回廊を構成する多様な生物の生息環境を確保する。</li> </ul>
5	植木	3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。</li> </ul>
6	等覚寺	2.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。</li> <li>・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能、及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。</li> <li>・特色ある一山形状の自然的景観を保全する。</li> </ul>
7	観音山	2.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。</li> <li>・鎌倉の玄関口に位置する都市景観上の目印として大船観音と調和した緑を保全する。</li> </ul>
8	上町屋	1.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。</li> <li>・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。</li> </ul>
9	青蓮寺	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深沢地域国鉄跡地周辺地区に建設される新市街地の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。</li> <li>・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。</li> </ul>
10	小動岬	0.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸沿いの景勝地として、その優れた自然的景観を保全する。</li> </ul>
小計		22.6	
その他		1.3	※玉縄城址地区の拡大候補地(1.3ha)
合計		52.9	※面積は概数(ha)

(候補地面積の大きい順に記載)



■特別緑地保全地区（既指定地・候補地）の概ねの位置



(4)風致地区

①地区の指定

○都市計画法および神奈川県風致地区条例に基づく風致地区は、1地区(鎌倉風致地区 約2,194ha・市域の約55.5%)が指定され、その種別は次のとおりです。

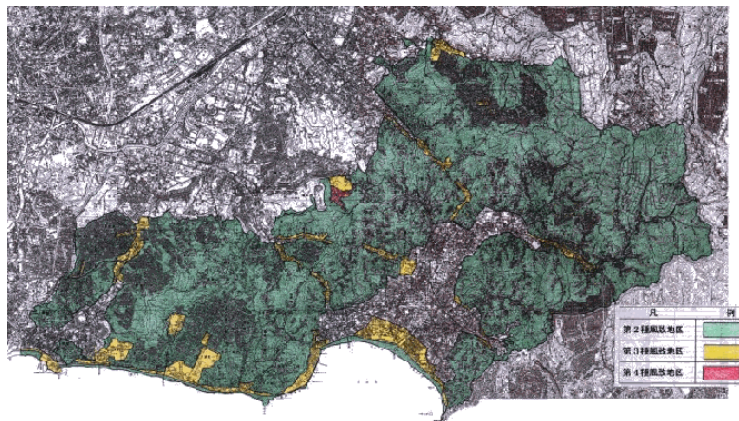
第1種風致地区	特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
第2種風致地区	良好な自然環境を有し、又は周辺に特に良好な自然環境が存し、これらの自然環境と融和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
第3種風致地区	周辺に良好な自然環境を有し、現に存する自然環境又は周辺の良好な自然環境と調和した土地利用がなされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
第4種風致地区	自然環境の維持若しくは復元が図られ、又は周辺の自然環境と調和した土地利用がなされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域であって、第1種風致地区、第2種風致地区、第3種風致地区以外の区域

※鎌倉市内には第1種風致地区はありません

②風致の維持等の方針

- 鎌倉市は、現行指定区域とつながる丘陵の樹林地(近郊緑地保全区域の指定区域、特別緑地保全地区の指定地、台峯の一带)に対する指定拡大を緑の基本計画の方針としています。
- 鎌倉市は、緑の基本計画で、風致地区内の風致の保全・維持・育成に関する事項を次のとおり示しています。

■鎌倉風致地区指定概略図



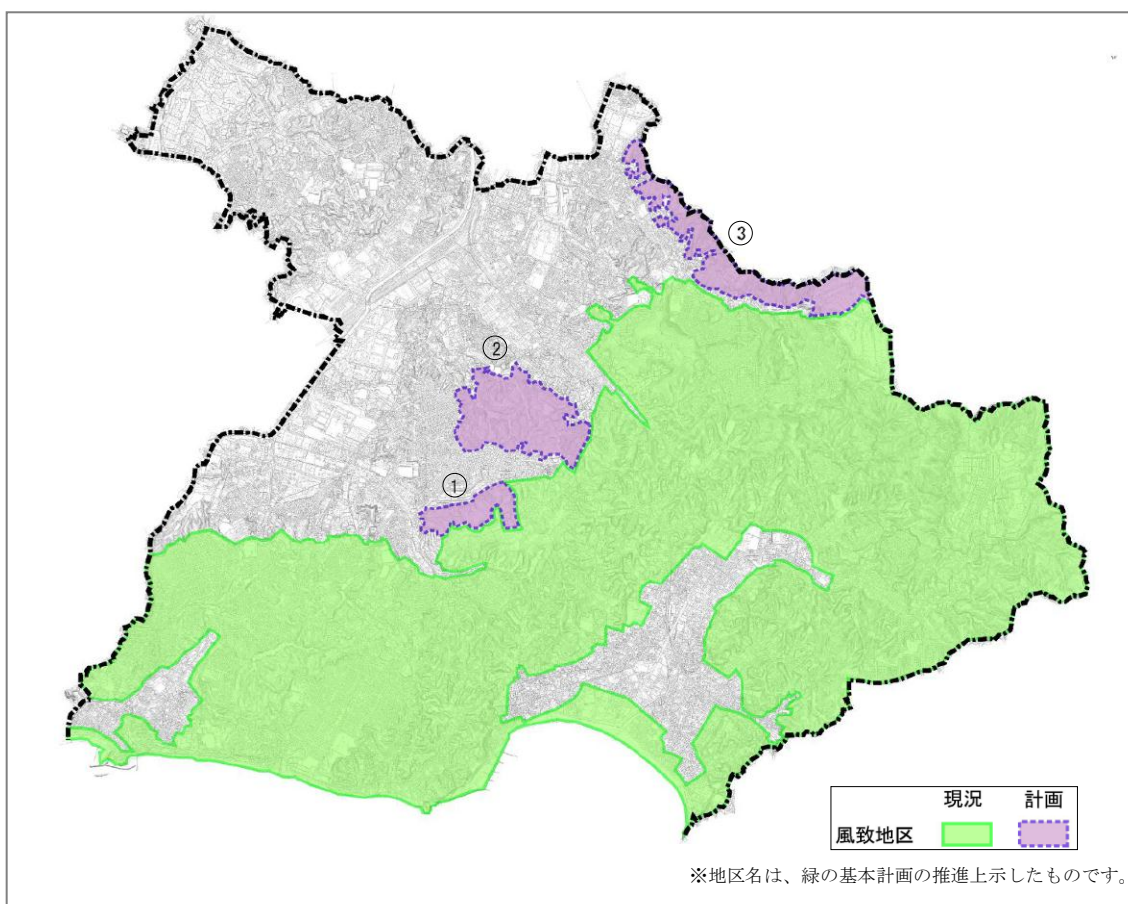
区域	保全・維持・育成に関する事項
保全区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域の樹林地については、重層的で四季の変化に富んだ自然景観を歴史的風土とともに一体的に保全し、次代へ継承する。</li> <li>・市街化区域内の山林については、これらが都市的環境と自然的環境の融和や自然景観をいかした個性ある地域環境の形成に有効に機能するよう、その保全に努める。</li> </ul>
維持区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷戸の低層住宅地については、緑豊かな住居環境の確保等により、丘陵の自然景観と融けあった落ちつきのあるまち並みの風致を現在の良好な状態で保全する。</li> <li>・鎌倉山一体の住宅地については、残された丘陵の山林の保全や建築物の規制等により緑の中に建物が点在する趣のある風致を現在の良好な状態で維持する。</li> </ul>
育成区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丘陵地に開発された住宅地については、協定等による緑化の促進や建築物の意匠・形態の規制により、鎌倉市にふさわしい緑に包まれた良好なまち並みの風致を育成する。</li> <li>・商業施設等の集積する沿道市街地や丘陵住宅地の中心部等については、敷地の接道部のデザインに配慮するとともに、公共の緑との一体的調和を図る。</li> <li>・海岸線の住宅地のうち、由比ガ浜、材木座一帯については保養地としての環境を維持するとともに、新たな土地利用の動向を踏まえた魅力あるまち並みの風致を維持する。</li> <li>・海岸線沿いの斜面住宅地については、建築物の規制や在来種の植栽・育成等により、海岸線の背景をなす斜面地の風致の回復に努めるとともに、建物と調和した風致を育成する。</li> </ul>

③指定候補地

○現行の指定区域とつながる丘陵の樹林地(近郊緑地保全区域の指定地、特別緑地保全地区の指定地、台峯の一带、計 170.5ha)の拡大指定候補地は次のとおりです。

地区名		面積	
鎌倉風致地区	指定面積	2,194 ha	
	指定候補地	①梶原地区	25.4ha
		②山崎・台地区	71.9ha
		③岩瀬・今泉地区	73.2ha
	候補地計	170.5ha	

■風致地区指定地及び指定候補地





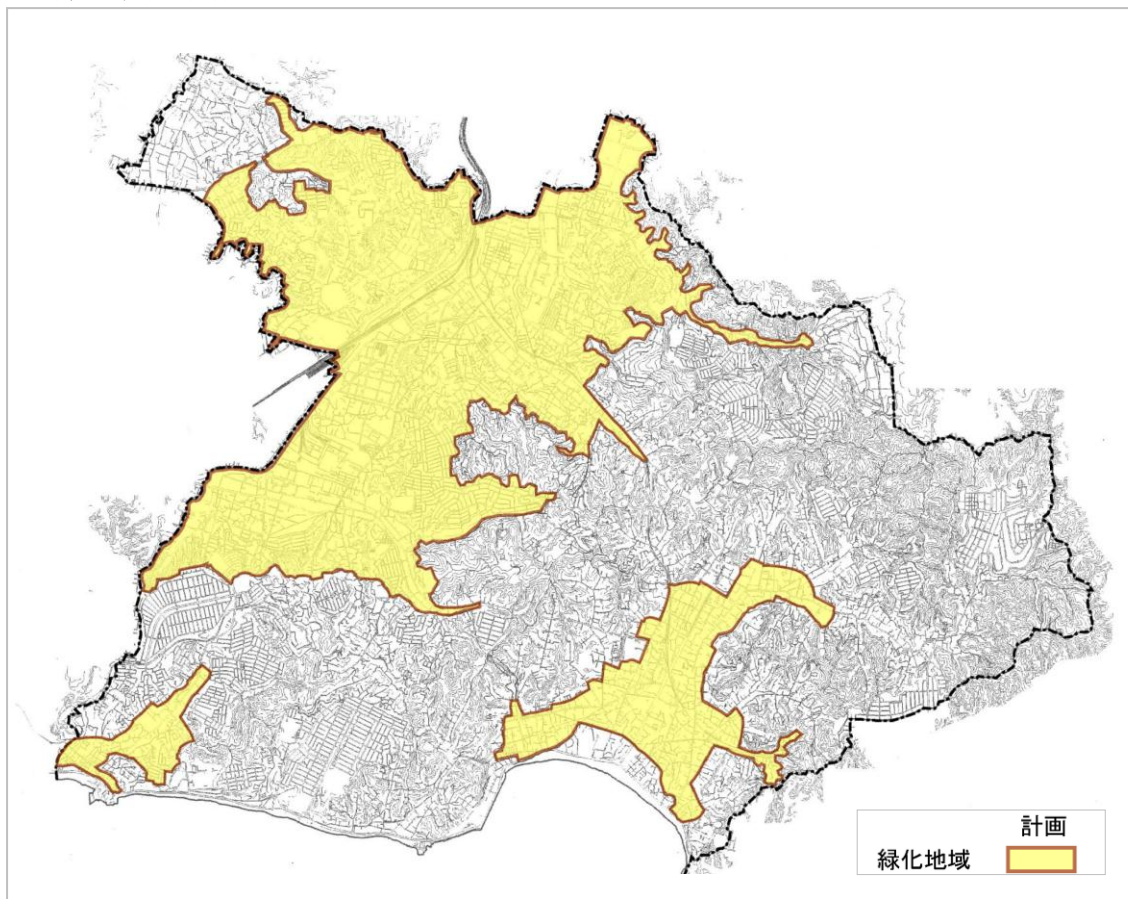
(5) 緑化地域

① 地区の指定

○「普通の市街地にある身近な緑(暮らしを支え豊かにする緑)を担保する」視点から、都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足する地域において、生活快適性向上、及び都市環境負荷調節等の機能を発揮させるための民有地の緑化を、効果的に誘導することを目的として、都市緑地法に基づく緑化地域を指定します。

○緑化地域は、関係する都市計画やまちづくり事業の進捗状況を踏まえて、指定に取り組みます。

■ 緑化地域指定候補地



② 緑化の推進に関する事項(案)

■ 緑化地域の緑化の推進に関する事項

緑化地域	
地域の面積	約 1,430ha
緑化率規制	対象となる敷地面積の規模
	緑化の義務付けの内容
適用除外	

・緑化の義務付けの対象は敷地面積が 300 ㎡以上の建築物の新築又は増築とする。

敷地の 20%とする。

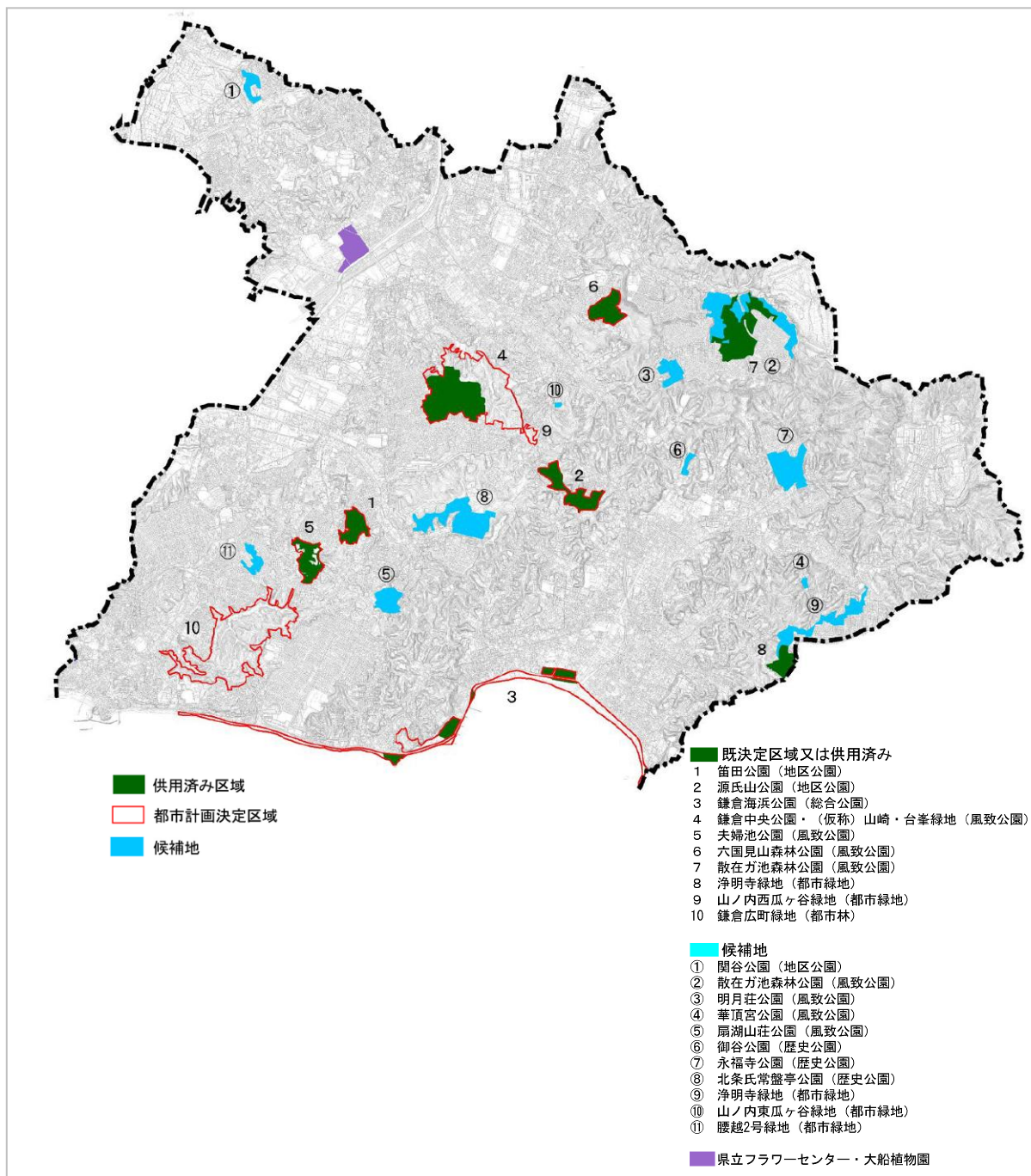
※商業系地域では、敷地の 10%とする。

・学校・工場など、その用途や敷地の状況によってやむを得ないと認めて市が許可したものは、緑化率規制の対象外とする。

(6) 主な都市計画公園・都市公園

○主な都市計画公園、及び既に供用開始されている主な都市公園、並びに緑の基本計画で示す主な都市公園候補地は次のとおりです。

■主な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の位置



①主な都市計画公園、または供用している主な都市公園の区域等

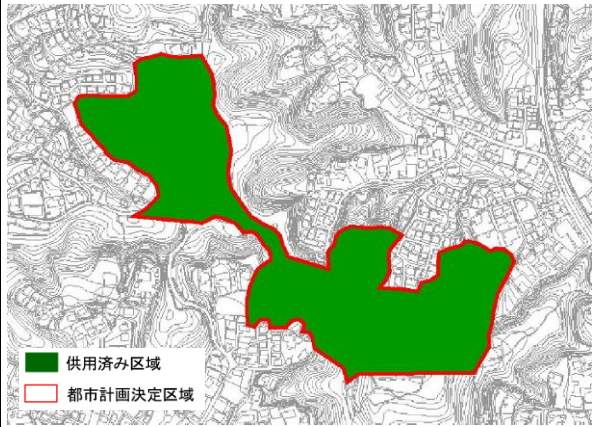
○主な都市計画公園等の区域等は次のとおりです。

■地区公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
源氏山公園	S31. 9. 24(当初決定)	9. 54	S41. 10. 20	9. 5	扇ガ谷一丁目地内 外
	S50. 9. 9(名称変更)	9. 5		※0.3haは都市計画公園区域外	

【都市計画決定の理由】

- ・鎌倉市は観光都市として広く知られ四季を通じて観光客の多い都市であるが近年の人口の急増に伴い公園施設の整備に対する要請が強いのでここに源氏山公園を都市計画として決定し、これが整備と相まって市民の慰楽、保健の用に供そうとするものです。



※源氏山公園は、特殊公園（風致公園）として都市計画決定。

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
笛田公園	S41. 3. 2(当初決定)	5. 2	S52. 6. 1	0. 34	笛田三丁目地内 外
	S50. 9. 9(区域拡大)	5. 5	S54. 11. 1	1. 52	
	(名称変更)		S55. 5. 20	1. 87	
	S54. 2. 27(区域拡大)	5. 9	H18. 4. 1	5. 9	

【都市計画決定の理由】

- ・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、本公園を設置しようとするものです。



※笛田公園は、運動公園として都市計画決定。



■総合公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉海浜公園	S31. 9. 24(当初決定)	52.5	S41. 10. 20	4.15	由比ガ浜四丁目地内外
	S41. 3. 2(区域変更)	31.6	S57. 6. 1	4.46	
	S50. 9. 9(名称変更)		H 2. 4. 1	6.63	
			H14. 4. 26	7.0	

【都市計画決定の理由】

- ・鎌倉市は史実に富む土地であって、近年、四季の観光客特に、夏季の海水浴客の増加に伴い海浜公園整備の要請が強いのでここに本案のように本市海浜一体約 52.5ha を都市計画公園として決定しこれが今後の整備と相俟って市民及び海水浴客並びに観光客の保健慰楽の用に供そうとするものである。

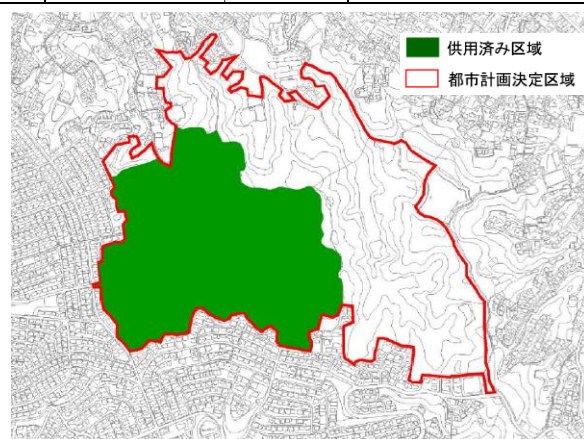


■風致公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉中央公園	S41. 3. 2(当初決定)	23.6	H 9. 6. 1	8.5	山崎字清水塚地内外
	S45. 3. 31(区域変更)	23.7	H16. 4. 1	23.7	
	S50. 9. 9(名称変更)				
	S55. 2. 15(区域変更)				
	H19. 11. 16(区域変更)	51.2			

【都市計画決定の理由】

- ・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、市街地において残された、優れた自然風致の保護育成と、災害時の避難場所として整備することを目的として、本公園を設置しようとするものです。



※ (仮称) 山崎・台峯緑地の保全を確実にするための施策方針は検討中です。

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
夫婦池公園	H 9. 9. 2	7.7	H21. 4. 1	6.5	鎌倉山二丁目地内 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・当公園は、夫婦池及びその周辺の湿地、樹林地等の自然を活かし、市民の憩いの場、散策の場として整備するとともに、樹林の保全を図るため、設置するものです。</p>			<p>■ 供用済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
六国見山森林公園	H14. 8. 8	6.9	H19. 4. 1	6.9	高野地内 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・かつて山頂より六つの国（相模・武蔵・伊豆・上総・下総・安房）が望め、また西には富士山、北には筑波山を眺望できたということからも山頂からの眺望が良く、戦後の大規模な宅地造成が行われた中で宅地に囲まれるように残された貴重な緑であり、自然とのふれあいを大切にした都市公園の設置を目的として設置するものです。</p>			<p>■ 供用済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
散在ガ池森林公園	—	—	S57. 6. 1	12.8	今泉台七丁目地内 外
			S61. 4. 1	12.9	
<b>【整備の方針等】</b> <p>・鎌倉市の北部に位置する散在ヶ池とそれを取り囲む森林を、自然を尊重しながら整備し、保全管理を行うことによって、県民や地元の皆さんに、身近に、しかも快適に、緑や自然にふれあう憩いの場を提供することを目的として、神奈川県と鎌倉市が協力のうえ整備を図ることとしています。</p>					

■都市林

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉広町緑地	H 17. 6. 28	48.1	—	—	腰越地内 外
<b>【都市計画決定の理由】</b> <p>・鎌倉市の西部に位置し、丘陵の樹林、谷戸、水系からなる豊かな自然環境を有し、動植物の生息生育地である大規模な樹林地であり、都市の骨格を形成する緑地となっていることから、良好な自然的環境の保全を図ることを目的としています。</p>					



■都市緑地

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
浄明寺緑地	—	—	H 3. 3. 1	4. 24	浄明寺六丁目地内 外
<p>【整備の方針】</p> <p>・住宅地の緑地として、古都鎌倉における景観の緑として、重要な位置にあり、緑地として保全し、質の向上を図るとともに、市民が親しめる緑の空間として、緑地の機能を損なわない範囲の軽微な施設を配置し、容易に緑に触れることのできる緑地として整備するものです。</p>			<p>■ 供用済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山ノ内西瓜ヶ谷緑地	H21. 12. 16	1. 40	—	—	山ノ内地内 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・山ノ内西瓜ヶ谷緑地は、鎌倉市の中心部に位置し、周辺の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっており、無秩序な市街化の防止機能、及び自然的景観の保全機能の保全すること目的としています。</p>			<p>■ 供用済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		

## 5-4-2 緑の基本計画で設定する区域等

### (1) 保全配慮地区

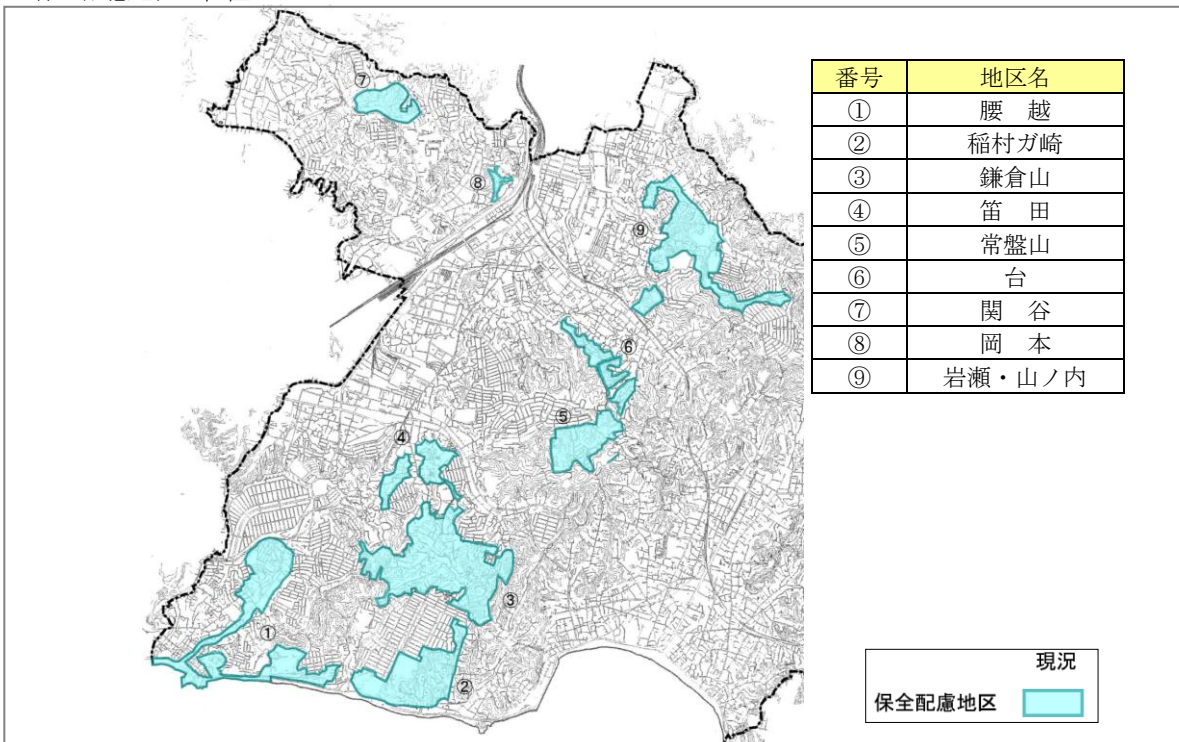
#### ○地区の設定と活用する制度・事業

- ・各地区で共通して活用する制度・事業は、「保安林」「街区公園」「市民緑地契約」「保存樹木、保存樹林・緑地保全契約」「緑地寄附受け入れ」です。
- ・地区個別で活用を検討する制度・事業は、個別検討制度・事業に示すとおりです。

地区名	面積 約 (ha)	地区設定の観点と配慮すべき事項	個別検討 制度・事業
腰越 地区	56.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉広町緑地、(仮称)小動岬特別緑地保全地区、鎌倉海浜公園との緑のネットワーク形成。</li> <li>・海岸線及び国道 134 号からの景観を構成する斜面緑地保全。</li> <li>・海辺のオープンスペース確保。</li> <li>・多様な生物が生息する海岸線の海浜及び潮間帯の自然環境の保全・回復。</li> <li>・神戸川の河川空間を軸とするビオトープ・ネットワーク形成。</li> <li>・景勝地や眺望地点の保全。</li> <li>・身近な自然環境や、県道腰越大船線及び湘南モノレールからの車窓景観を構成する緑地の保全。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区</li> <li>・特別緑地保全地区</li> </ul>
稲村ガ崎 地区	44.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土保存区域及びその周辺部の緑、鎌倉海浜公園との緑のネットワーク形成。</li> <li>・山林の緑に包まれた居住環境と国道 134 号の海岸線からの景観を構成する緑地の保全。</li> <li>・生物多様性の保全に寄与している、飛び石状に分布する樹林地の保全。</li> <li>・断続的に残された斜面緑地の保全。</li> <li>・災害時の避難場所となる緑・オープンスペースの確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区</li> </ul>
鎌倉山 地区	88.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉広町緑地、夫婦池公園、笛田公園、(仮称)扇湖山荘公園、歴史的風土保存区域との緑のネットワーク形成。</li> <li>・鎌倉山の山林と緑に包まれた居住環境及び七里ガ浜住宅地の背景をなす緑地の保全。</li> <li>・生物多様性の保全に機能している、飛び石状に分布する樹林地の保全。</li> <li>・延焼防止機能を持つ骨格的な緑の確保。</li> <li>・鎌倉山の桜並木の保全。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区</li> </ul>
笛田 地区	11.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦池公園、笛田公園、手広・笛田特別緑地保全地区との緑のネットワーク形成。</li> <li>・生物多様性の確保に機能している、飛び石状に分布する樹林地の保全。</li> <li>・周辺市街地の背景をなす緑地の保全。</li> <li>・身近な自然環境である緑地の保全。</li> </ul>	
常盤山 地区	25.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土保存区域、常盤山特別緑地保全地区、(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区、源氏山公園との緑のネットワーク形成。</li> <li>・骨格的緑地としての機能の保全。</li> <li>・自然林や貴重な動植物の生息生育環境の保全。</li> <li>・野村総合研究所跡地の緑地部分の自然とのふれあい活動の場としての活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区</li> </ul>

台地区	15.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉中央公園拡大区域、山ノ内西瓜ヶ谷緑地、歴史的風土保存区域、源氏山公園との緑のネットワーク形成。</li> <li>歴史的風土保存区域及びまち並みと一体となった緑地景観の保全。</li> <li>骨格的緑地としての機能の保全。</li> <li>身近な自然環境である緑地の保全。</li> <li>関係する都市計画との一体性に配慮した保全施策の検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区</li> <li>風致公園・歴史公園</li> <li>都市緑地</li> </ul>
関谷地区	15.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>岡本特別緑地保全地区、(仮称)観音山特別緑地保全地区、(仮称)龍宝寺特別緑地保全地区、城廻特別緑地保全地区、玉縄城址特別緑地保全地区、緑化地域、(仮称)関谷公園、関谷地区の農地との緑のネットワーク形成。</li> <li>生物多様性の確保に機能している、飛び石状に分布する樹林地の保全。</li> <li>身近な自然環境である緑地の保全。</li> </ul>	
岡本地区	2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>岡本特別緑地保全地区、(仮称)観音山特別緑地保全地区、緑化地域、緑化重点地区(大船駅周辺地区)・柏尾川との緑のネットワーク形成。</li> <li>柏尾川とともに、延焼防止帯や風の道となる緑地帯の形成。</li> <li>都市景観上の目印となる緑地の保全。</li> <li>身近な自然環境である緑地の保全。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別緑地保全地区</li> </ul>
岩瀬・山ノ内地区	52.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土保存区域、六国見山森林公園、散在ガ池森林公園、近郊緑地保全区域、緑化重点地区(大船駅周辺地区)との緑のネットワーク形成。</li> <li>周辺市街地の背景をなす緑地の保全。</li> <li>生物多様性の保全に機能している、飛び石状に分布する樹林地の保全。</li> <li>延焼防止機能を持つ骨格的な緑の確保。</li> <li>円覚寺につながる JR 横須賀線からの車窓景観を構成する緑地の保全。</li> </ul>	
合計	309.4		

■保全配慮地区の位置





## (2) 緑化重点地区

### ①地区の設定

○都市緑地法に基づき設定する、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）は次のとおりです。

#### ■緑化重点地区の名称と面積

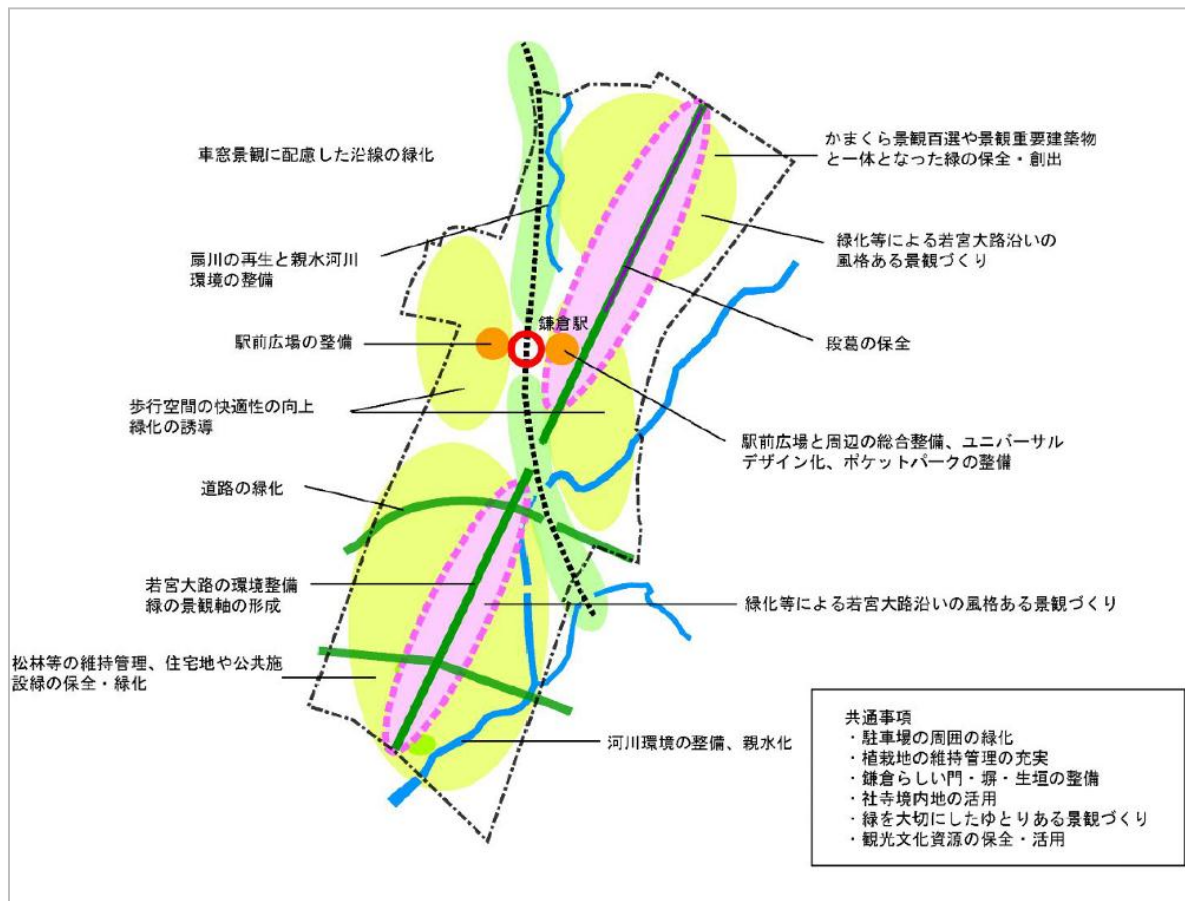
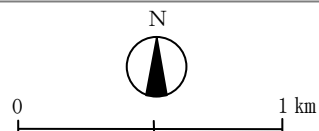
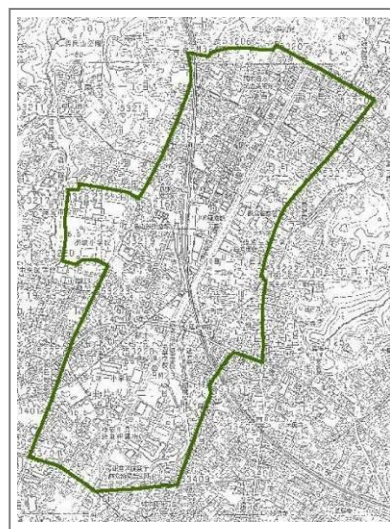
地区の名称	面積約 (ha)
鎌倉駅周辺地区	83.6
深沢地域国鉄跡地周辺地区	43.4
大船駅周辺地区	169.1
合計	296.1

### ②主な内容

#### ○鎌倉駅周辺地区

- ・古都中心市街地まちづくり構想に沿ってまちづくりを進めます。
- ・古都鎌倉を象徴する都市軸である若宮大路の保全に努めます。
- ・市民等とともに植栽の維持管理の充実に努めます。
- ・鎌倉らしい修景の門、塀、生垣の整備に努めます。
- ・屋上緑化や道路の植栽等、緑化の推進を図り、鎌倉駅周辺地区の風格ある景観づくりを行います。
- ・鎌倉駅西口周辺地区整備は、修景に配慮した歩行空間の整備などを進めています。

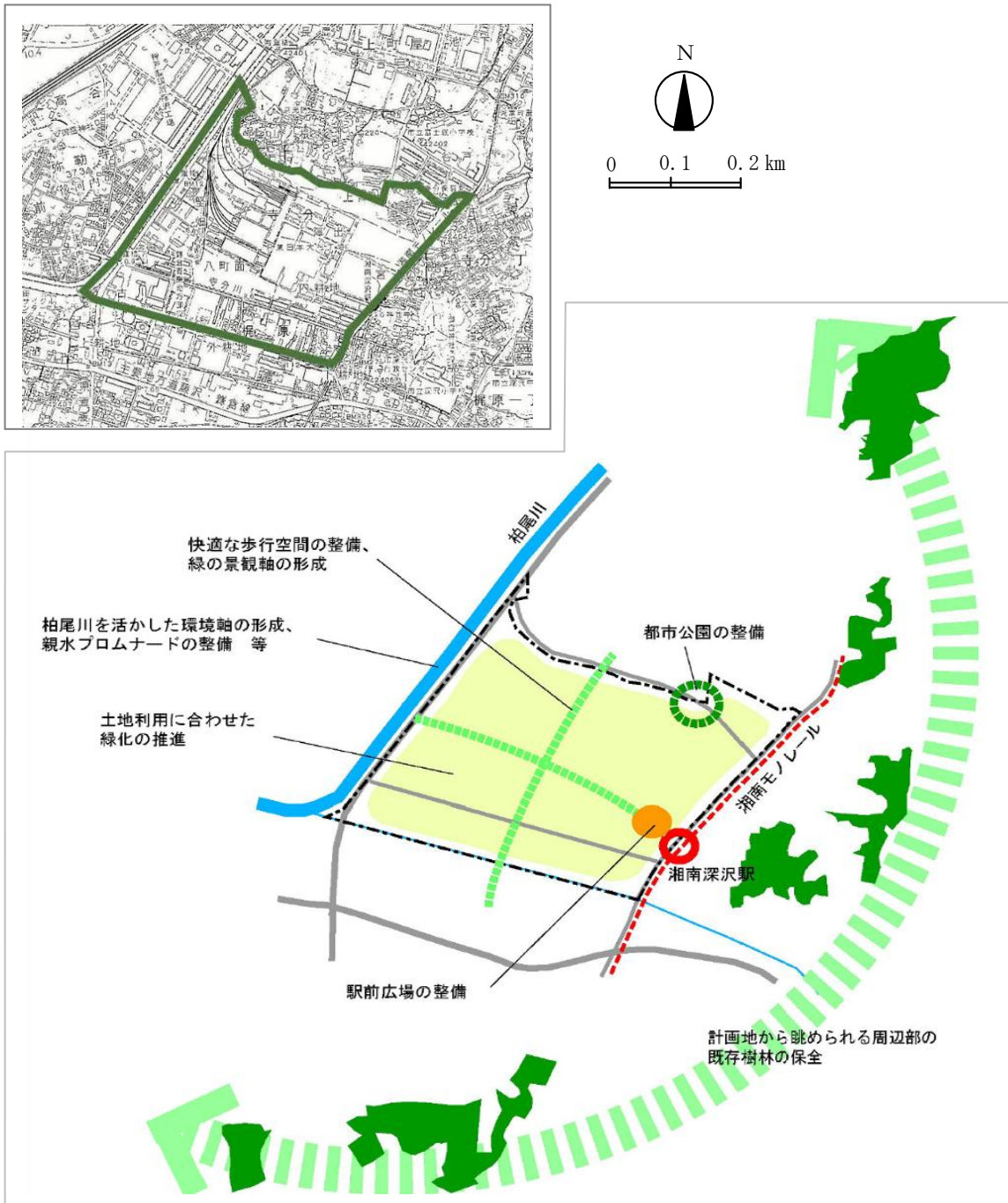
#### ■鎌倉駅周辺緑化重点地区



○深沢地域国鉄跡地周辺地区

- ・深沢地域の新しいまちづくり基本計画に沿ってまちづくりを進めます。
- ・現行の土地利用の転換を図り、深沢地域のまちづくりを先導するまちの顔として、法律や制度に基づいて実施される事業等により一体的整備を図っていきます。
- ・深沢地域の骨格を形成する幹線道路や補助幹線道路は積極的に道路緑化を推進します。
- ・地域の核となる都市公園整備を行います。
- ・公開空地及び緑地協定などの制度を活用し、緑化空間などを演出するとともに、防災機能を併せ持つ緑地空間を配置していきます。
- ・地域の資源をいかし、新しいまちづくりの視点で緑豊かな景観形成を行っていきます。

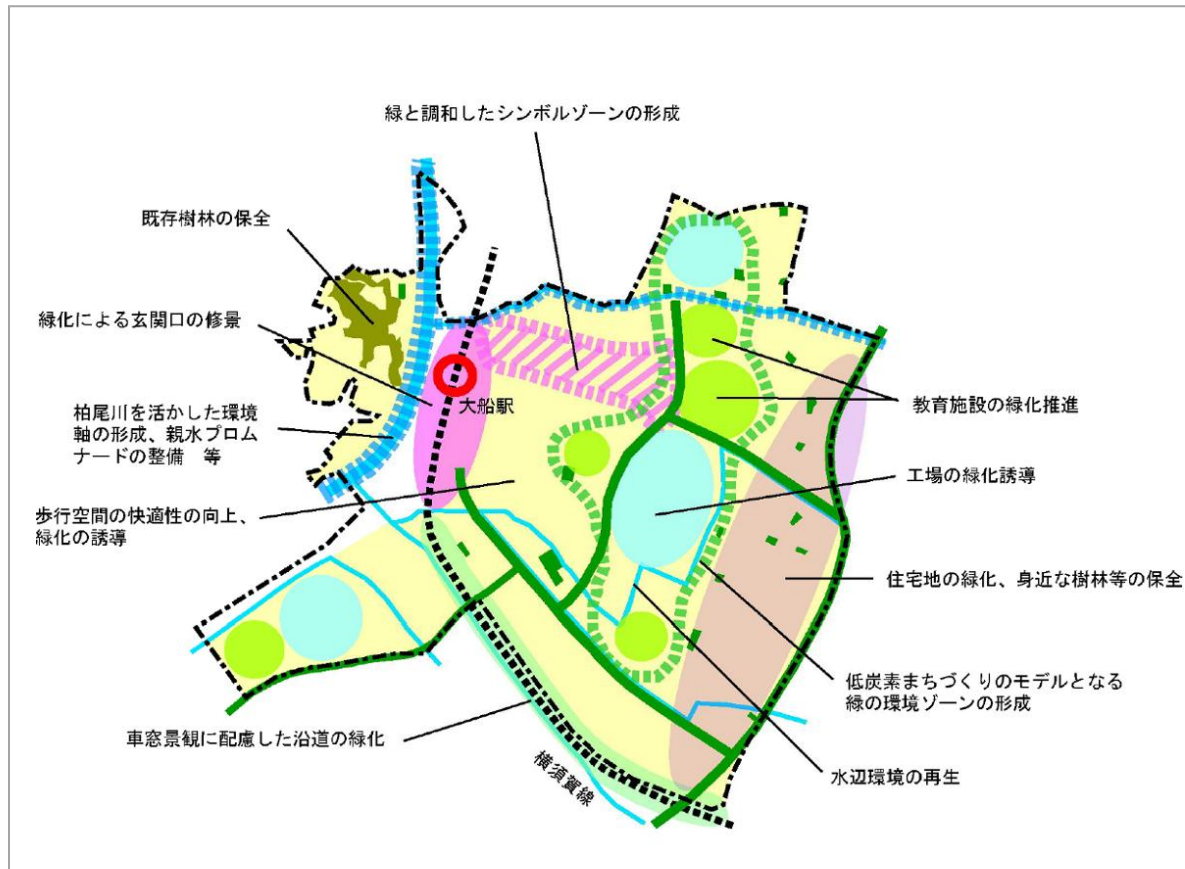
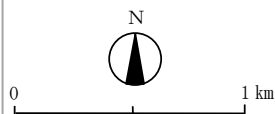
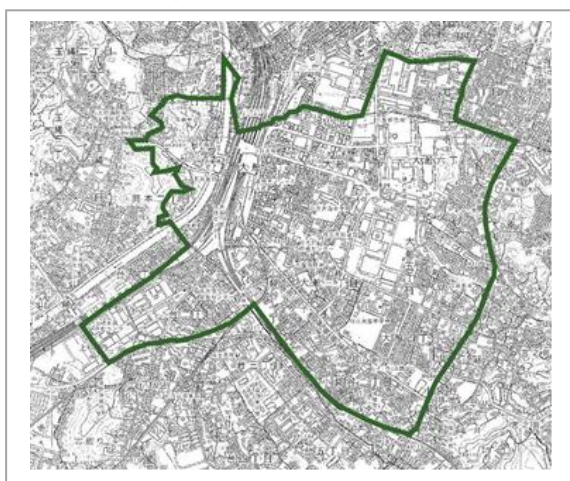
■深沢地域国鉄跡地周辺緑化重点地区



○大船駅周辺地区

- ・大船駅周辺地区都市づくり基本計画(案)に沿ってまちづくりを進めます。
- ・都市計画道路の整備、街路の再整備に伴う道路緑化を推進します。
- ・砂押川プロムナードの整備を推進します。
- ・松竹通りの沿道景観形成を誘導します。
- ・都市づくり基本計画(案)に合わせた緑化を推進します。
- ・大東橋周辺地区、鎌倉芸術館周辺、大船駅南部地区など、各地区のまちづくりの進展に合わせた緑化を推進します。

■大船駅周辺緑化重点地区





■緑化重点地区の位置

